

# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

報告事項件名	頁
(1) 京成本線荒川橋梁の水防対策について . . . . .	2
(2) 千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について . . . . .	5
(3) 足立区都市復興マニュアルの修正作業の進捗状況について . . . . .	8
(4) 足立区公共施設等整備基準の改正について . . . . .	9
(5) バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）の取組みについて . . . . .	17
(6) 自転車教室（小学校3年生対象）の進め方について . . . . .	19
(7) 神明二丁目周辺地区地区計画等の検討内容について . . . . .	20
(8) 興野周辺地区まちづくりの取組み状況について . . . . .	22
(9) 防犯まちづくり事業における「ながら見守り」の新設について . . . . .	43
(10) 密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について . . . . .	48
(11) 第3次緑の基本計画の改定について . . . . .	52
(12) パークイノベーションの取組み状況について . . . . .	55
(13) 建築物の耐震化対策及び老朽建築物対策の取組み状況について . . . . .	67
(14) 細街路整備事業の取組み状況について . . . . .	69
(15) 区営住宅及び都営住宅の垂直避難について . . . . .	71

(都市建設部)

## 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	京成本線荒川橋梁の水防対策について
所管部課名	都市建設部企画調整課 建設事業調整担当課
内容	<p>京成本線荒川橋梁の水防対策について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 経緯          京成本線荒川橋梁付近の堤防は、周辺の堤防に比べ低い状況にある。          現在、本架橋の架け替え事業を進めているが完成までには時間を要するため、令和2年4月、水防対策の検討に向け、足立区、葛飾区及び関係機関として国土交通省、京成電鉄を含めた「京成本線荒川橋梁に関する水防協議会」を設置した。          水防対策として以下のとおり本橋梁付近の堤防に土のうの積み増しを実施する。</p> <p>2 足立区の土のう積みの概要（別紙1、2参照 P3～4）          (1) 実施日          令和2年7月2日（木）          (2) 場所          京成本線荒川橋梁付近右岸部          (3) 内容          都市建設部内の研修も兼ねて、土のう作成および設置を実施する。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染防止対策について          (1) 研修参加者の分散配置          3密（密集・密閉・密接）防止のため、参加者58名を、午前・午後の29人ずつに分けて実施する。          (2) 作業に応じた班別体制          ・ 作業内容の役割に応じ、6班体制として実施          ・ 濃厚接触を避けるため、職員間の離隔を2m以上確保          ・ マスク、タオル等の準備や熱中症対策及び救護要員の確保</p> <p>4 葛飾区の実施概要          (1) 令和2年7月1日（水）          (2) 京成本線荒川橋梁付近左岸部          (3) 葛飾区合同水防訓練の一環として実施</p>
問題点 今後の方針	国土交通省、京成電鉄、葛飾区及び足立区の4者において、引続き、線路内の取扱いについて協議を進めていく。





葛飾区実施箇所

堀切四丁目

京成本線

堀切橋

柳原一丁目

足立区実施箇所

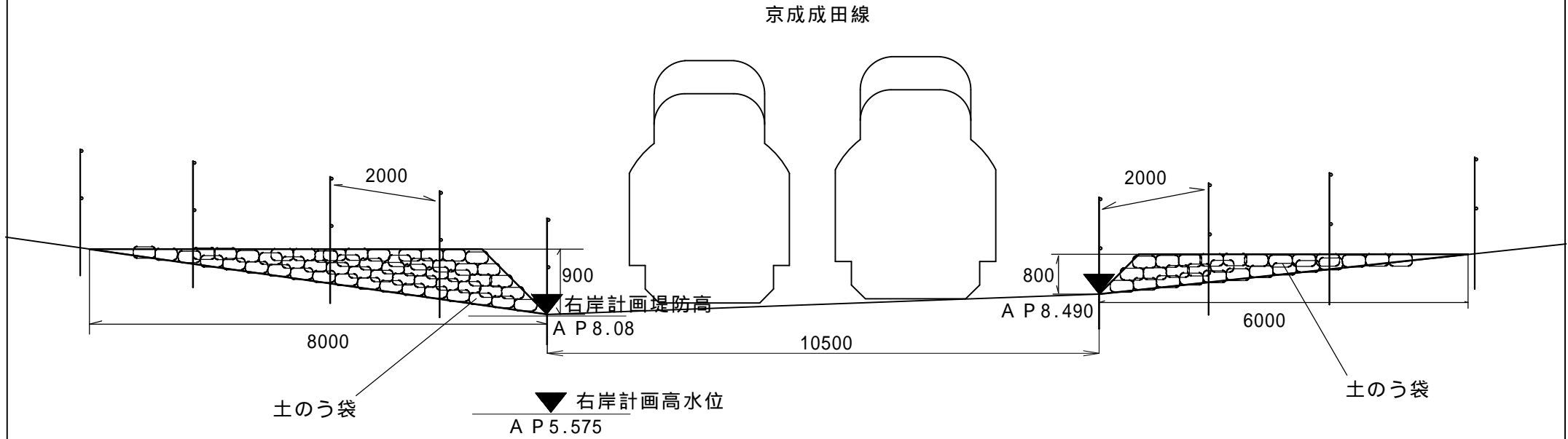
千住曙町

東京米米大計

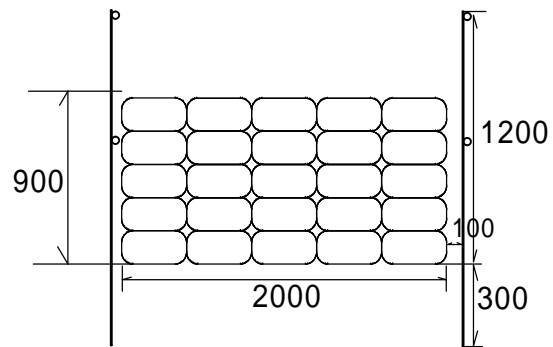


# 堤防天端 縦断面図

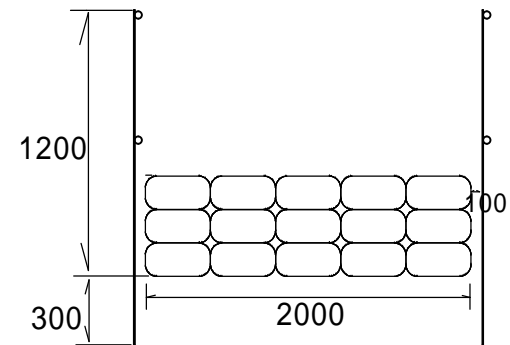
別紙 2



上流側横断面図







下流側横断面図





# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について										
所管部課名	都市建設部都市計画課 危機管理部災害対策課										
内 容	<p>千住一丁目地区市街地再開発事業の進捗状況等について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 工事の進捗について</p> <p>(1) 新築工事に着工し、現在、仕上工事を行っている。</p> <p style="text-align: center;">【再開発組合による工事スケジュール】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">期 間</th> <th style="text-align: center;">工事種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年 8月～ (令和2年 6月)</td> <td>地上躯体工事</td> </tr> <tr> <td>令和元年 11月～ (令和2年 11月)</td> <td>仕上工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年 8月～11月</td> <td>外構工事</td> </tr> <tr> <td>令和2年 12月</td> <td>竣工予定</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 工事の出来高 (令和2年5月末現在) 約71.7%</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>22階設備配管工事</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>屋上床完了</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>南東側外観</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>5/20 航空写真</p> </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">【仕上工事状況 6月18日現在】</p>	期 間	工事種類	令和元年 8月～ (令和2年 6月)	地上躯体工事	令和元年 11月～ (令和2年 11月)	仕上工事	令和2年 8月～11月	外構工事	令和2年 12月	竣工予定
期 間	工事種類										
令和元年 8月～ (令和2年 6月)	地上躯体工事										
令和元年 11月～ (令和2年 11月)	仕上工事										
令和2年 8月～11月	外構工事										
令和2年 12月	竣工予定										

2 市街地再開発事業に伴う再開発組合等との協定について  
 令和2年4月21日建設委員会報告後の進捗状況は以下のとおり。

(1) 締結済み及び締結予定の協定

ア

名 称	千住一丁目地区第一種市街地再開発事業敷地内に設置する電線共同溝施設に関する協定書
目 的	再開発事業敷地内に無電柱化に伴う地上機器を設置させてもらうため。
締 結 日	再開発組合と調整中。
所 管 課	都市建設部企画調整課

イ

名 称	千住一丁目地区第一種市街地再開発事業施設建築物敷地に設置する千住の森鴎外碑等に関する協定書
目 的	再開発事業敷地内に従前あった森鴎外碑等を設置させてもらうため。
締 結 日	令和2年5月18日
所 管 課	地域のちから推進部地域文化課

ウ

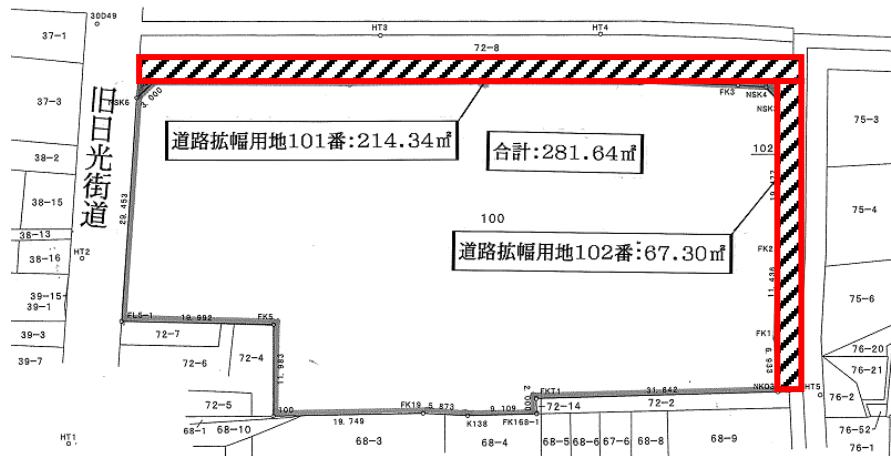
名 称	千住一丁目地区市街地再開発事業に伴う施設建築物敷地の放置禁止区域指定に関する協定書
目 的	自転車放置禁止区域の指定及び放置自転車の一掃対策等について、区と再開発組合との役割を明確にするため。
締 結 日	令和2年6月1日
所 管 課	都市建設部交通対策課

エ

名 称	公共施設管理者負担金に関する協定書
目 的	道路の拡幅整備に対する区の負担金として、工事の完了報告や支払い方法等を明確にするため。
負 担 額	1億2千3百万円（平成28年4月 事業認可）
支 払 時 期	令和2年12月頃、道路拡幅整備完了後に支出予定。
締 結 日	令和2年6月8日
所 管 課	都市建設部都市計画課

(ア) 公共施設管理者負担金について（都市再開発法第121条）

- ・ 施行者（再開発組合）が再開発事業により道路等の公共施設を整備する場合に、その公共施設の管理者（区）に対して、整備に要する費用の負担を求めることができ、これを公共施設管理者負担金という。
- ・ 今回の市街地再開発事業に伴う、公共施設管理者負担金の対象部分は、次頁の図に示す道路拡幅用地（網掛け部）である。



(イ) 公共施設の整備内容

- 道路拡幅整備：北側道路 5.45m→8.00m  
東側道路 4.55m→6.00m
- 道路拡幅面積：281.64㎡

(ウ) 負担額の算出について

- 区主張 平成26年公示価格程度の金額：1億2千3百万円  
(485千円×255㎡(概測面積))
- 組合主張 再開発一体画地の時価金額：2億1千4百万円  
(759千円×281.64㎡(精査面積))

(エ) 公共貢献のため区の負担を最小限度とすべく、区の主張額の1億2千3百万円として平成28年に事業認可を取得している。

(2) 地元町会等の意見を聴くため調整中の協定

ア

名 称	大規模水害時における緊急退避場所としての使用に関する協定書
目 的	大規模水害時の緊急退避場所として、近隣住民等に開放してもらうため。
締結時期	未定。地元町会等の意向を踏まえ検討する。
所 管 課	危機管理部災害対策課

イ

名 称	災害時における帰宅困難者の受入れ等に関する協定書
目 的	大規模地震発生時に帰宅困難者の受入れ施設として開放し、避難者支援に協力してもらうため。
締結時期	未定。地元町会等の意向を踏まえ検討する。
所 管 課	危機管理部災害対策課

問 題 点  
今後の方針

今後とも再開発組合と協議しながら、公共の福祉に寄与する事業となるよう進めていく。



# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	足立区都市復興マニュアルの修正作業の進捗状況について												
所管部課名	都市建設部都市計画課 危機管理部災害対策課												
内 容	<p>東京都震災復興マニュアルの修正に伴い、足立区都市復興マニュアル（以下「マニュアル」という。）の修正作業の進捗状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 マニュアルの目的と内容 大震災発生後において、区職員が東京都や地域住民と連携を図りながら早期の復興を成し遂げることを目的とし、都市を再構築するための行動手順と計画立案の指針となるもの。</p> <p>2 修正理由 (1) 東日本大震災や風水害などを契機とした国、都および区の取組みとの整合を図る。 (2) 日常時から復興まちづくりのプロセスを庁内外で共通認識する。</p> <p>3 業務委託 (1) 委託先：株式会社千代田コンサルタント首都圏営業部 (2) 契約期間：令和2年4月1日～令和3年3月24日 (3) 契約金額：5,280,000円</p> <p>4 進捗状況 (1) 委託業者が、資料収集と分析作業を行っている。 (2) 新型コロナウイルス感染防止策の影響により、作業スケジュールに遅れが生じる可能性がある。</p> <p>5 修正スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年 4月～</td> <td>修正素案の検討</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月～</td> <td>庁内関係部署会議（5回程度）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月</td> <td>パブリックコメント</td> </tr> <tr> <td>令和3年 2月</td> <td>都市建設部研修（復興模擬訓練）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月</td> <td>マニュアル修正</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和2年 4月～	修正素案の検討	7月～	庁内関係部署会議（5回程度）	12月	パブリックコメント	令和3年 2月	都市建設部研修（復興模擬訓練）	3月	マニュアル修正
年 月	内 容												
令和2年 4月～	修正素案の検討												
7月～	庁内関係部署会議（5回程度）												
12月	パブリックコメント												
令和3年 2月	都市建設部研修（復興模擬訓練）												
3月	マニュアル修正												
今後の方針	わかりやすいマニュアルに修正し、大震災発生後の速やかな都市復興に備えるとともに、日常の防災意識の向上につなげていく。												

# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	足立区公共施設等整備基準の改正について								
所管部課名	都市建設部都市計画課								
内容	<p>足立区公共施設等整備基準を改正したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 改正理由          昨年の台風19号の被害を教訓に水害対策を含め、さらに災害に強い公共施設の整備を推進する。</p> <p>2 主な改正概要（別紙参照 P10～16）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">(1)</td> <td> <b>【第18条第1項第4号、5号】 【第24条第1項第6号、7号】</b>                      洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、施設の整備に努める規定を追加。                      ≪浸水深を考慮すべき室例≫                      防災倉庫、電気設備室、機械設備室、公共住宅の集会室、業務用コンピューター室、情報システム室、職員室、体育館                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2)</td> <td> <b>【第22条第3項】</b>                      公共住宅の建替えを行う際に建替え戸数のほか、配置計画、建物高さ等について、区と事前協議を行う規定を追加。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(3)</td> <td> <b>【第24条第1項第9号】</b>                      避難場所に指定されている公共住宅の整備にあたり必要に応じて、かまどベンチ、マンホールトイレ等を整備する規定を追加。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(4)</td> <td> <b>【第22条第4項、第26条第2項】</b>                      一団の敷地面積が3ヘクタール以上である公共住宅の建替えを行う際は、地区計画と景観ガイドラインの策定に努める規定を追加。                 </td> </tr> </table> <p>3 改正日          令和2年5月25日</p>	(1)	<b>【第18条第1項第4号、5号】 【第24条第1項第6号、7号】</b> 洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、施設の整備に努める規定を追加。 ≪浸水深を考慮すべき室例≫ 防災倉庫、電気設備室、機械設備室、公共住宅の集会室、業務用コンピューター室、情報システム室、職員室、体育館	(2)	<b>【第22条第3項】</b> 公共住宅の建替えを行う際に建替え戸数のほか、配置計画、建物高さ等について、区と事前協議を行う規定を追加。	(3)	<b>【第24条第1項第9号】</b> 避難場所に指定されている公共住宅の整備にあたり必要に応じて、かまどベンチ、マンホールトイレ等を整備する規定を追加。	(4)	<b>【第22条第4項、第26条第2項】</b> 一団の敷地面積が3ヘクタール以上である公共住宅の建替えを行う際は、地区計画と景観ガイドラインの策定に努める規定を追加。
(1)	<b>【第18条第1項第4号、5号】 【第24条第1項第6号、7号】</b> 洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、施設の整備に努める規定を追加。 ≪浸水深を考慮すべき室例≫ 防災倉庫、電気設備室、機械設備室、公共住宅の集会室、業務用コンピューター室、情報システム室、職員室、体育館								
(2)	<b>【第22条第3項】</b> 公共住宅の建替えを行う際に建替え戸数のほか、配置計画、建物高さ等について、区と事前協議を行う規定を追加。								
(3)	<b>【第24条第1項第9号】</b> 避難場所に指定されている公共住宅の整備にあたり必要に応じて、かまどベンチ、マンホールトイレ等を整備する規定を追加。								
(4)	<b>【第22条第4項、第26条第2項】</b> 一団の敷地面積が3ヘクタール以上である公共住宅の建替えを行う際は、地区計画と景観ガイドラインの策定に努める規定を追加。								
今後の方針	<p>区民や関係機関等に足立区公共施設等整備基準の改正内容を周知し、令和3年1月から施行する。</p>								

現 行	改 正
<b>足立区公共施設等整備基準</b>	<b>足立区公共施設等整備基準</b>
目次	目次
第1章 総則（第1条—第10条）	第1章 総則（第1条—第10条）
第2章 分野別整備方針及び基準（第11条—第15条）	第2章 分野別整備方針及び基準（第11条—第15条）
第3章 施設別整備基準	第3章 施設別整備基準
第1節 公共建築物等整備基準（第16条—第21条）	第1節 公共建築物等整備基準（第16条—第21条）
第2節 公共住宅整備基準（第22条—第27条）	第2節 公共住宅整備基準（第22条—第27条）
第3節 道路整備基準（第28条—第32条）	第3節 道路整備基準（第28条—第32条）
第4節 公園整備基準（第33条—第37条）	第4節 公園整備基準（第33条—第37条）
第5節 河川整備基準（第38条—第43条）	第5節 河川整備基準（第38条—第43条）
第4章 協議等（第44条）	第4章 協議等（第44条）
付則	付則
第1条～第3条 （省略）	第1条～第3条 （現行のとおり）
<b>（事前協議適用範囲）</b>	<b>（事前協議適用範囲）</b>
第4条	第4条
(1)～(5) （省略）	(1)～(5) （現行のとおり）
2 公共施設等の改修及び改良とは、次の各号の整備をいう。	2 公共施設等の改修及び改良とは、次の各号の整備をいう。
(1) 建築物の改修で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの	(1) 建築物の改修で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
ア 外部改修で、 <u>敷地の拡張</u> に伴う外構工事	ア 外部改修で、 <u>植栽、垣又は柵の改修等</u> に伴う外構工事



<p>イ (省略)</p> <p>ウ 個別改修で、<u>トイレ改修工事及び外壁・外装改修工事、屋根改修工事</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 公園改良で、<u>拡張工事を伴う敷地全体</u>に係るもの</p> <p>(4) (省略)</p> <p><b>(事前協議申請手続)</b></p> <p>第5条 まちづくり事業者は、公共施設等の整備に関し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項に基づく計画の通知が必要なものについてはその申請手続までに、必要としないものについては着工するまでに、道路、公園及び河川の整備については起工するまでに、<u>条例第23条第1項の規定に基づく事前協議</u>（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、建築物の改修並びに道路、公園及び河川の改良については、<u>別に定める様式</u>の提出をもって、事前協議があったものとみなす。</p> <p>第6条～第7条 (省略)</p> <p><b>(まちづくりへの貢献)</b></p>	<p>イ (現行のとおり)</p> <p>ウ 個別改修で、トイレ改修工事</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 公園改良で、<u>植栽、垣又は柵の改修等</u>に係るもの</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p><b>(事前協議申請手続及び完了報告)</b></p> <p>第5条 まちづくり事業者は、公共施設等の整備に関し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第2項に基づく計画の通知が必要なものについてはその申請手続までに、必要としないものについては着工するまでに、<u>別に定める申請書を区長に提出し、条例第23条第1項の規定に基づく事前協議</u>（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、建築物の改修並びに道路、公園及び河川の改良については、<u>当申請書</u>の提出をもって、事前協議があったものとみなす。</p> <p><u>2 まちづくり事業者は、公共施設等の整備に関し、前項に規定する申請書の内容に変更があった場合は、速やかに別に定める変更申請書を区長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 まちづくり事業者は、公共施設等の整備が完了したときは、速やかに別に定める完了報告書を区長に提出しなければならない。</u></p> <p>第6条～第7条 (現行のとおり)</p> <p><b>(まちづくりへの貢献)</b></p>
--	--

第8条 まちづくり事業者は、当該事業区域又は接する部分に道路計画（細街路、地区施設等）がある場合は、その整備を行うこととし、管理について区と協議の整ったものは無償譲渡するものとする。

2 歩道のない道路に面する敷地には、原則として、幅員2.0メートル以上の自主管理歩道又は公開空地を設ける こととし、隣接する民間敷地が足立区環境整備基準による自主管理歩道を設けている場合は、連続した空間の確保に努める こと。

第9条～第17条 （省略）

**（安全・安心の整備基準）**

第18条 公共建築物等の安全・安心の整備基準は、次の各号による。

（1）～（3） （省略）

（4） 敷地の道路に面する部分は、生垣などによる接道部緑化

第8条 まちづくり事業者は、当該事業区域又は接する部分に道路計画（細街路、地区施設等）がある場合は、その整備を行うこととし、管理について区と協議の整ったものは無償譲渡するものとする。

2 敷地内の通路等を除き 歩道のない道路に面する敷地には、原則として、幅員2.0メートル以上の自主管理歩道又は公開空地を設ける ものとする。ただし、接道部緑化を含む場合は、緑化部分の幅は0.5メートル以内とし、歩道の幅員は1.5メートル以上確保するものとする。

3 隣接する民間敷地が 足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例（平成30年足立区条例第15号）又は 足立区環境整備基準（17足都開発第485号）による自主管理歩道を設けている場合は、連続した空間の確保に努める ものとする。

第9条～第17条 （現行のとおり）

**（安全・安心の整備基準）**

第18条 公共建築物等の安全・安心の整備基準は、次の各号による。

（1）～（3） （現行のとおり）

（4） 防災倉庫、電気設備室等は、洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、設置に努めること。

（5） 避難所となる公共建築物等は、洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、避難スペースの確保に努めること。

（6） 敷地の道路に面する部分は、生垣などによる接道部緑化

に努め、原則として、ブロック塀は設置しないこととし、フェンスなどを設置する場合は、生垣の後部に設けるよう努めること。

- (5) 学校の校庭等は、一時集合場所となるような整備に努めること。

第19条～第21条 (省略)

## 第2節 公共住宅整備基準

### (整備の原則)

第22条 公共住宅は、建築物、敷地内の緑、公園などが一体となり、周辺地域の居住環境の向上に寄与するよう整備を行うものとする。

- 2 公共住宅の建替え戸数は、区とまちづくり事業者において別途協議すること。

- 3 足立区 住宅マスタープラン に定める、最低居住水準に満たない住宅や浴室のない住宅については、積極的に住宅改善事業を推進すること。

- 4 既存のストックの有効活用により、良好な住環境と適切な水準

に努め、原則として、ブロック塀は設置しないこととし、フェンスなどを設置する場合は、生垣の後部に設けるよう努めること。

- (7) 学校の校庭等は、一時集合場所となるような整備に努めること。

第19条～第21条 (現行のとおり)

## 第2節 公共住宅整備基準

### (整備の原則)

第22条 公共住宅は、建築物、敷地内の緑、公園などが一体となり、周辺地域の居住環境の向上に寄与するよう整備を行うものとする。

- 2 区営住宅は、地域のコミュニティ形成の核となるよう、この節の基準に基づき整備を行うとともに、別に定める足立区公共建築物整備基準に準じた整備を行うものとする。

- 3 公共住宅の建替えを行う際は、建替え戸数、配置計画、建物高さ等について、区とまちづくり事業者において別途協議するものとする。

- 4 一団の敷地面積が3ヘクタール以上である公共住宅の建替えを行う際は、地区計画の策定について区と協議し、これに協力するものとする。

- 5 足立区 住生活基本計画 に定める、最低居住水準に満たない住宅や浴室のない住宅については、積極的に住宅改善事業を推進するものとする。

- 6 既存のストックの有効活用により、良好な住環境と適切な水準



<p>の住宅の確保を図るため、住宅改善等の推進を図る <u>こと。</u></p> <p><u>5</u> 商店街振興に配慮した整備に努めること。</p> <p><u>6</u> 住民と周辺住民とのコミュニティ形成の推進のために、地域開放型の集会場の設置に努める <u>こと。</u></p> <p>第23条 (省略)</p> <p><b>(安全・安心の整備基準)</b></p> <p>第24条 公共住宅の安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 次の基準に従い、防災倉庫を設置すること。</p> <p>ア 1住戸当たり0.1平方メートル以上かつ合計10平方メートル以上とすること。</p> <p>イ (省略)</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p><u>(6)</u> 災害時に、避難場所として利用できる避難用空地の確保に努めること。</p> <p>第25条 (省略)</p>	<p>の住宅の確保を図るため、住宅改善等の推進を図る <u>ものとする。</u></p> <p><u>7</u> 商店街振興に配慮した整備に努めるものとする。</p> <p><u>8</u> 住民と周辺住民とのコミュニティ形成の推進のために、地域開放型の集会場の設置に努める <u>ものとする。</u></p> <p>第23条 (現行のとおり)</p> <p><b>(安全・安心の整備基準)</b></p> <p>第24条 公共住宅の安全・安心の整備基準は、次の各号による。</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 次の基準に従い、防災倉庫を設置すること。</p> <p>ア 1住戸当たり0.1平方メートル以上かつ <u>有効面積の合計は、</u>10平方メートル以上とすること。</p> <p>イ (現行のとおり)</p> <p>(4)～(5) (現行のとおり)</p> <p><u>(6)</u> 防災倉庫、電気設備室等は、洪水ハザードマップ等から <u>予想される水害を考慮し、設置に努めること。</u></p> <p><u>(7)</u> 洪水ハザードマップ等から予想される水害を考慮し、<u>避難スペースの確保に努めること。</u></p> <p><u>(8)</u> 災害時に、避難場所として利用できる避難用空地の確保に努めること。</p> <p><u>(9)</u> 避難場所に指定されている公共住宅の整備に当たっては、<u>かまどベンチ、マンホールトイレ等を必要に応じて整備すること。</u></p> <p>第25条 (現行のとおり)</p>
---	--

**(景観の整備基準)**

第26条 足立区景観計画に定める景観形成基準を満たした整備を行うとともに、景観形成誘導基準についても可能な限りその基準を満たした整備を行うものとする。

**(みどりの整備基準)**

第27条 公共住宅のみどりの整備基準は、区の定める緑化計画の手引きに沿った整備を行うとともに、十分な緑量を確保した整備を行う こと。

2 公共住宅の公園の整備基準は、次の各号による。

(1) ~ (2) (省略)

(3) 区画整理などにより基盤整備が整った地域や、周辺に公園が多い地域での団地建替えにあつては、公園に代わり高木による緑の充実を図り、区との協議により公園が不足する地域での団地建替えにあつては、敷地面積の10パーセント以上の公園用地を振替えるよう努めること。

(4) 公園は、公道に接し、建築物の日陰にならない配置とすること。

第28条~第34条 (省略)

**(環境(地球温暖化対策)の整備基準)**

**(景観の整備基準)**

第26条 足立区景観計画に定める景観形成基準を満たした整備を行うとともに、景観形成誘導基準についても可能な限りその基準を満たした整備を行うものとする。

2 一団の敷地面積が3ヘクタール以上である公共住宅の建替えを行う場合は、当該一団の敷地の良好な景観の形成に関する事項を記載した景観ガイドラインの策定に努めるものとする。

**(みどりの整備基準)**

第27条 公共住宅のみどりの整備基準は、区の定める緑化計画の手引きに沿った整備を行うとともに、十分な緑量を確保した整備を行う ものとする。

2 公共住宅の公園の整備基準は、次の各号による。

(1) ~ (2) (現行のとおり)

(3) (削除)

(3) 公園は、公道に接し、建築物の日陰にならない配置とすること。

第28条~第34条 (現行のとおり)

**(環境(地球温暖化対策)の整備基準)**

第35条 園路などの公園施設等には、できる限り環境に配慮した素材を用いる こと。

第36条 (省略)

**(みどりの整備基準)**

第37条 公園の外周部は、緑量の大きい高木を植栽し、地域の豊かな緑を形成するものとする。

2 公園樹木維持管理指針に基づいた植栽を行う こと。

第38条～第40条 (省略)

**(環境(地球温暖化対策)の整備基準)**

第41条 河川の整備に当たっては、可能な限り環境に配慮する こと。

第42条～第44条 (省略)

第35条 園路などの公園施設等には、できる限り環境に配慮した素材を用いる ものとする。

第36条 (現行のとおり)

**(みどりの整備基準)**

第37条 公園の外周部は、緑量の大きい高木を植栽し、地域の豊かな緑を形成するものとする。

2 公園樹木維持管理指針に基づいた植栽を行う ものとする。

第38条～第40条 (現行のとおり)

**(環境(地球温暖化対策)の整備基準)**

第41条 河川の整備に当たっては、可能な限り環境に配慮する ものとする。

第42条～第44条 (現行のとおり)

付 則 (2足都都発第190号 令和2年5月25日 区長決定)

この基準は、令和3年1月1日から施行する。

# 建設委員会報告資料

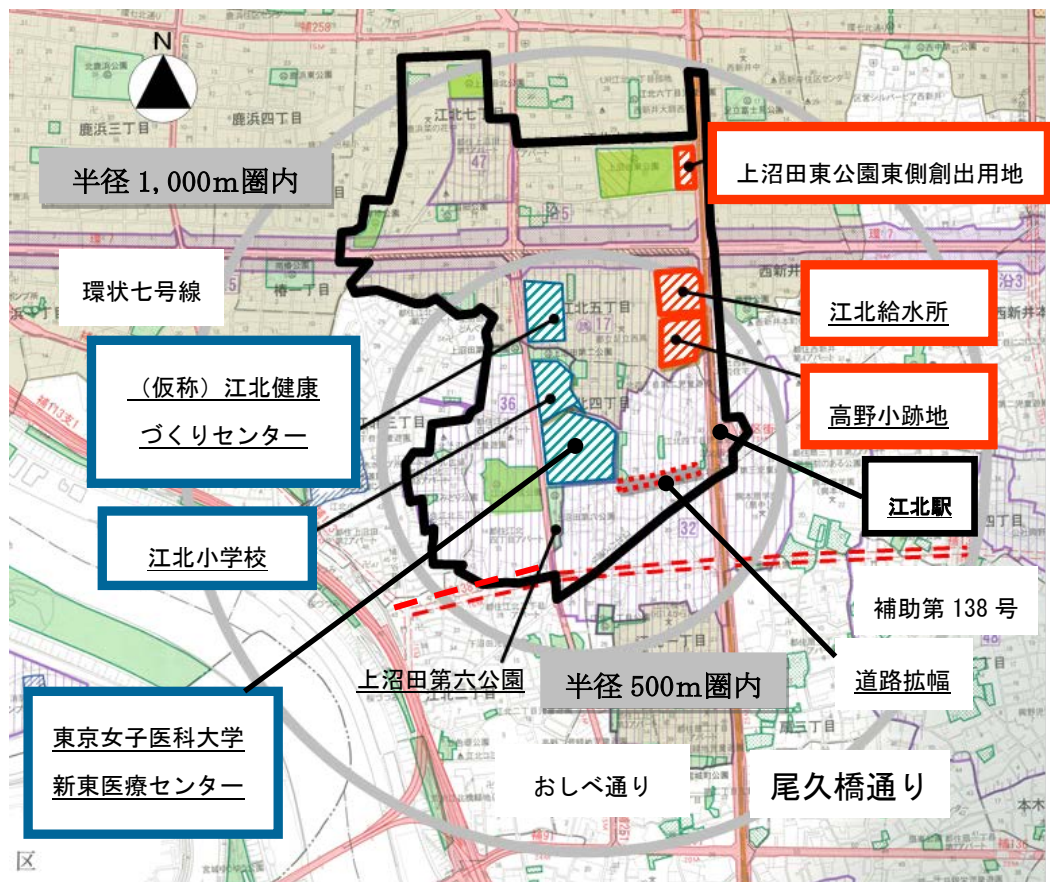
令和2年7月2日

件名	バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）の取組みについて
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）の取組みについて、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの策定経緯             <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年7月 バリアフリー推進計画(重点整備地区選定の考え方)</li> <li>平成29年3月 バリアフリー地区別計画（区役所周辺地区）</li> </ul> </li> <li>2 策定の目的             <p>区役所周辺地区に続く2地区目として、江北エリアデザイン計画に基づき、東京女子医科大学新東医療センターを核としたまちづくりを進めている江北周辺地区について、面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため地区別計画を策定する。</p> </li> <li>3 策定の効果             <p>地区別計画を策定することにより、公共公益施設におけるバリアフリーが義務化されるため、音響機能付信号機が優先的に設置されるなど、地区内のバリアフリー化が推進する。また、バリアフリー化事業に対する国、都の交付金、補助金の重点配分の対象となる。</p> </li> <li>4 業務委託             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受託先 社会システム株式会社</li> <li>(2) 契約期間 令和2年5月14日～令和3年3月26日</li> <li>(3) 契約金額 3,696,000円</li> <li>(4) 委託内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 江北周辺地区の概況の整理、バリアの実態把握</li> <li>イ バリアフリー化の基本的な方針の検討</li> <li>ウ 地元町会・関係団体を交えた生活関連施設経路、区域の検討</li> <li>エ 地区別計画の検討</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>

5 今後の予定

年 月	内 容
令和2年7月～9月	バリアフリー協議会（区民部会）開催に伴うまち歩きの実施
令和2年10月	バリアフリー協議会（第10回）
令和2年11月	パブリックコメントの実施
令和3年3月	バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）策定

6 バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）予定区域図



- 東京女子医科大学新東医療センターを中心とした徒歩圏内（半径500m～1,000m）の円
- バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）策定予定区域

問題点  
今後の方針

バリアフリー地区別計画（江北周辺地区）の令和2年度内の策定に向け、バリアフリー協議会とその作業部会を順次開催し、計画策定を進めていく。

# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	自転車教室（小学校3年生対象）の進め方について																								
所管部課名	都市建設部交通対策課																								
内容	<p>令和2年度における自転車教室（小学校3年生対象）について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の方法により実施するので、報告する。</p> <p>1 自転車教室実施方法</p> <p>例年、夏休みまでに免許証の発行を終えていたが、今年度は以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;"></th> <th rowspan="2" style="width: 45%;">例年の実施方法</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">今年度</th> </tr> <tr> <th style="width: 40%;">実施方法</th> <th style="width: 10%;">実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>交通安全講義の実施</td> <td>自転車の乗り方の冊子配布</td> <td>6月～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>交通安全テストの実施</td> <td>各小学校にて交通安全テストの実施</td> <td>6月～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>実技テストの実施</td> <td>自転車の正しい乗り方についての動画を作成し、小学校へDVDで配布して各学校で視聴 (動画は区ホームページへも掲載)</td> <td>6月～7月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>自転車安全運転免許証の発行</td> <td>自転車安全運転免許証の発行</td> <td>9月～</td> </tr> </tbody> </table> <p>※免許証用の写真撮影を各学校と調整のうえ、9月からの免許証発行を進めていく。</p>				例年の実施方法	今年度		実施方法	実施時期	1	交通安全講義の実施	自転車の乗り方の冊子配布	6月～	2	交通安全テストの実施	各小学校にて交通安全テストの実施	6月～	3	実技テストの実施	自転車の正しい乗り方についての動画を作成し、小学校へDVDで配布して各学校で視聴 (動画は区ホームページへも掲載)	6月～7月	4	自転車安全運転免許証の発行	自転車安全運転免許証の発行	9月～
	例年の実施方法	今年度																							
		実施方法	実施時期																						
1	交通安全講義の実施	自転車の乗り方の冊子配布	6月～																						
2	交通安全テストの実施	各小学校にて交通安全テストの実施	6月～																						
3	実技テストの実施	自転車の正しい乗り方についての動画を作成し、小学校へDVDで配布して各学校で視聴 (動画は区ホームページへも掲載)	6月～7月																						
4	自転車安全運転免許証の発行	自転車安全運転免許証の発行	9月～																						
問題点 今後の方針	自転車教室だけでなく、様々な媒体を通じて、自転車のルール・マナーの普及・啓発に努めていく。																								



# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	神明二丁目周辺地区地区計画等の検討内容について								
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 中部地区まちづくり担当課								
内容	<p>補助第261号線の整備に伴い、沿道の用途地域を変更するため取り組んでいる神明二丁目周辺地区地区計画等の検討内容について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 地区計画の名称、位置</p> <p>(1) 神明二丁目周辺地区地区計画（新規）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 20px;"> <tr> <td style="width: 20%;">位置</td> <td>神明二丁目、六木四丁目各地内</td> </tr> <tr> <td>区域（新規）</td> <td>約9.7ha（下図の「新規策定区域」内）</td> </tr> </table> <p>(2) 足立東部地域神明地区地区計画（変更）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 20%;">位置</td> <td>神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、六木四丁目各地内</td> </tr> <tr> <td>区域 【変更箇所】</td> <td>約28.7ha（下記区域図の「既存計画区域」内） 【下図の「変更が生じる区域」内 約2.7ha】</td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	位置	神明二丁目、六木四丁目各地内	区域（新規）	約9.7ha（下図の「新規策定区域」内）	位置	神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、六木四丁目各地内	区域 【変更箇所】	約28.7ha（下記区域図の「既存計画区域」内） 【下図の「変更が生じる区域」内 約2.7ha】
位置	神明二丁目、六木四丁目各地内								
区域（新規）	約9.7ha（下図の「新規策定区域」内）								
位置	神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、六木四丁目各地内								
区域 【変更箇所】	約28.7ha（下記区域図の「既存計画区域」内） 【下図の「変更が生じる区域」内 約2.7ha】								

## 2 地区計画等の主な内容

### (1) 神明二丁目周辺地区地区計画

#### ア 建築物等の用途の制限

周辺環境に配慮して建築物を制限する。

#### イ 建築物の敷地面積の最低限度

小規模建築物の密集や乱開発防止のため、新たに分割する場合の敷地面積を制限する。

#### ウ 壁面の位置の制限

交差点の見通しに配慮し、交差点角の二等辺三角形の部分を建築不可とする。

### (2) 足立東部地域神明地区地区計画

#### ア 建築物等の用途の制限

周辺環境に配慮して建築物を制限する。

#### イ 建築物の容積率・建蔽率の最高限度

補助第261号線沿道の高度利用を誘導する。

### (3) その他用途地域等

#### ア 容積率、高度地区、防火・準防火地域の変更

補助第261号線沿道に燃えにくい建物を誘導する。

## 3 今後の予定

年 月	内 容
令和2年9月上旬	都市計画法第16条説明会※
令和2年9月上旬	都市計画法第16条縦覧
令和2年11月	都市計画法第17条縦覧
令和3年3月	地区計画策定

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に応じて、説明会を関係地権者への郵送に変更する予定。

問 題 点  
今後の方針

地域住民に丁寧な説明を行いながら、令和3年3月の地区計画策定を目指す。

# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	興野周辺地区まちづくりの取組み状況について				
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 道路整備室街路橋りょう課 建築室住宅課 区営住宅更新担当課 みどりと公園推進室みどり推進課				
	<p>東京都住宅供給公社興野町住宅の建替をきっかけとした興野周辺地区まちづくりの取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 説明会等の新型コロナウイルス感染拡大防止対応について</p> <p>(1) 興野周辺地区まちづくり協議会（第8回）開催の代替対応について</p> <p style="text-align: right;"><b>【別紙1】</b></p> <p>興野周辺地区まちづくり協議会（第8回）が開催できない状況であることから、代替対応として令和2年5月22日に各資料を協議会委員に送付し、意見を募った。この結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>ア 送付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 興野周辺地区まちづくりニュース第4号 別紙1-1参照 P26～33</li> <li>・ 地区まちづくり計画変更の基本的な考え方について 別紙1-2参照 P34</li> </ul> <p>イ 送付結果 意見なし</p> <p>ウ まちづくりニュースの発行 イの結果をもとに、地区内にまちづくりニュースを全戸配布した。 令和2年6月10日 興野周辺地区まちづくりニュース第4号配布 (配布部数 約5000部)</p> <p>エ 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年7月</td> <td>まちづくり協議会（第9回）の開催</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に応じて、協議会を郵送に変更する予定。</p> <p>(2) 都市計画道路補助第138号線の現況測量説明会開催の代替対応について</p> <p style="text-align: right;"><b>【別紙2】</b></p> <p>現況測量説明会が開催できない状況であることから、代替対応として各資料を関係地権者に配布した。</p> <p>ア 配布日 令和2年5月19～20日</p> <p>イ 配布方法 ポスティング (配布部数750部)</p>	年 月	内 容	令和2年7月	まちづくり協議会（第9回）の開催
年 月	内 容				
令和2年7月	まちづくり協議会（第9回）の開催				

ウ 配布エリア 測量範囲と同じ（別紙2-1参照 P35～36）  
 エ 配布資料

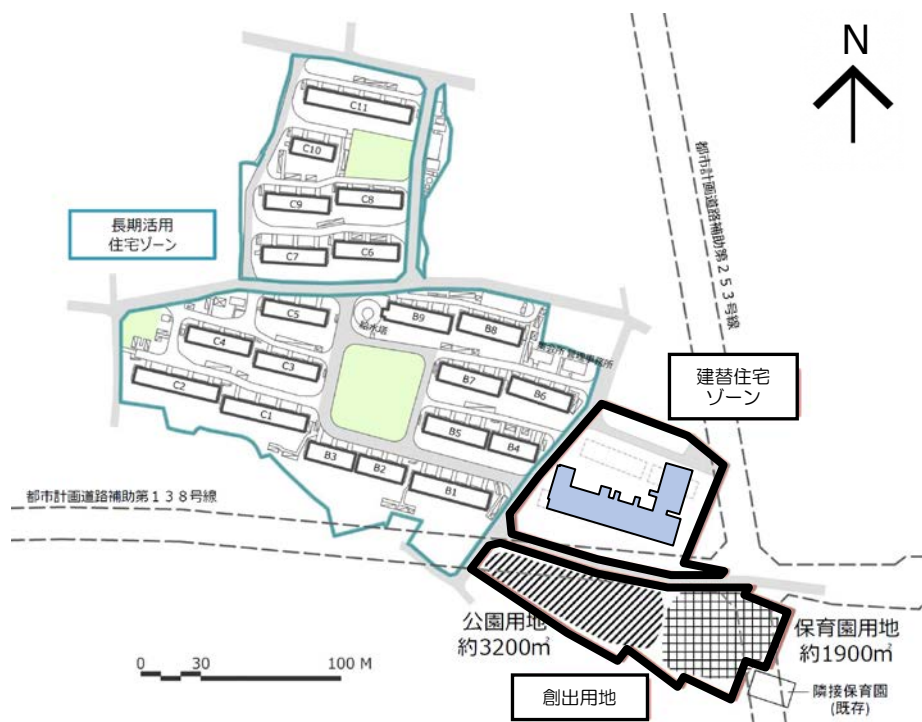
- ・ 現況測量図作成に伴う宅地（敷地）の立入りについて  
別紙2-1参照 P35～36
- ・ 都市計画道路について  
別紙2-2参照 P37～38

2 東京都住宅供給公社興野町住宅建替事業について

(1) 地方住宅供給公社法第28条に基づく公社との協議結果について

	区意見（5月7日）	公社回答（6月8日）
①	公園（約3,200㎡）について、公社が整備した後、区に引き継ぐよう要望する	公園を公社で整備し、区に引き継ぐよう努める
②	約1,900㎡の用地について、隣接する私立保育園用地として活用できるよう要望する	私立保育園用地として活用できるように貸借する予定である
③	従前居住者の居住の安定に配慮するとともに、公募の際は足立区民への優遇措置をとりたい	従前居住者の居住の安定に配慮するとともに、公募の際には足立区民の優遇措置の実施に向け協議する

【公社興野町住宅 創出用地図】



内 容	(2) 新設区立公園整備計画に関する意見募集について <span style="float: right;">【別紙3】</span>					
	ア 意見募集期間	令和2年3月30日～4月24日				
	イ 意見募集配布エリア	別紙3-1参照 P39				
	ウ 配布資料	意見募集チラシ 別紙3-2参照 P40～41 新設公園配置図(案) 別紙3-3参照 P42				
	エ 配布部数	1800部				
	オ 回答件数	15件				
	カ 主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園の少ないエリアなので、公園の整備には賛成である。</li> <li>・ トイレを設置してほしい。</li> <li>・ 軟式など硬いボールでのキャッチボールは制限してほしい。 制限しない場合は、高いフェンスを設置してほしい。</li> </ul>				
	キ 今後の予定					
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年7月</td> <td>公園整備説明会の開催</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和2年7月	公園整備説明会の開催
	年 月	内 容				
	令和2年7月	公園整備説明会の開催				
		※新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に応じて、説明会の代替策を検討する。				
		<b>参考 これまでの経緯</b>				
		平成29年12月 第1回まちづくり協議会				
		平成30年 2月 まちづくりニュース 創刊号発行				
		平成30年 3月 第2回まちづくり協議会 まち歩き、意見交換会				
		平成30年 5月 まちづくりニュース 第2号発行				
		平成30年 5月 第3回まちづくり協議会 地区の課題整理、方針の検討				
		平成30年 7月 第4回まちづくり協議会 地区まちづくり計画の検討				
		平成30年 9月 地区まちづくり計画地元説明会				
		平成30年 9月 地区まちづくり計画策定				
		平成30年10月 第5回まちづくり協議会 地区計画の検討				
		平成30年11月 地区計画(原案)説明会				
		平成31年 3月 興野周辺地区地区計画決定				
		平成31年 3月 まちづくりニュース 第3号発行				

	<p>令和 元年 9月 第6回まちづくり協議会 規約の変更について</p> <p>令和 元年 12月 まちづくりアンケートの実施</p> <p>令和 2年 4月 東京都住宅供給公社興野町住宅の建替えに伴う新設区立公園整備計画に関する意見募集</p> <p>令和 2年 5月 都市計画道路補助第138号線の現況測量開始</p> <p>令和 2年 5月 地方住宅供給公社法第28条に基づく協議</p> <p>令和 2年 6月 まちづくりニュース 第4号発行</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>今後も事業の進捗状況に併せ協議会等を通じて情報を発信し、地域の意見をまちづくりに反映させていく。</p>



# 興野周辺地区

## 第4号

まちづくりニュース



発行/興野周辺地区まちづくり協議会  
編集/同協議会事務局  
令和2年6月

## 皆様の

# ご意見を伺いました



Q. 取組んで欲しい事

A. 防犯性の向上  
(防犯カメラや街灯)

Q. 優先的に整備が必要な道路

A. 都市計画道路  
補助第138号線

詳しくは中面へ

### ▼アンケート調査の概要▼

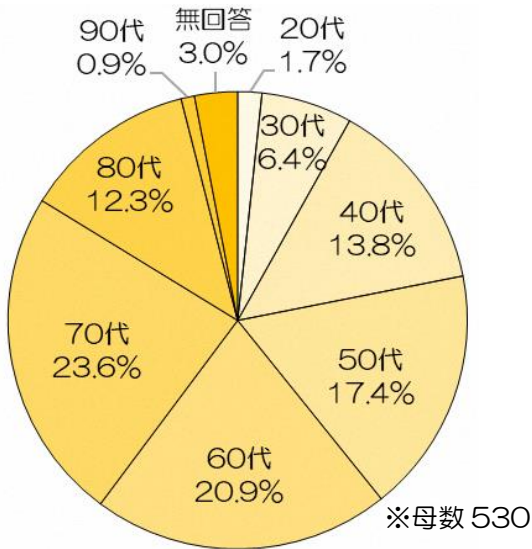
- ・調査対象者：地区内にお住まいの方、土地や建物を所有している方
- ・調査時期：令和元年12月～令和2年1月
- ・調査方法：ポスティング・郵送による配布
- ・配布数：4,292通
- ・回答数：530通
- ・回答率：**12.3%**

興野周辺地区では、まちづくりの目標の実現に向けた具体的な方針を検討するため、令和元年12月～令和2年1月の期間にまちづくりアンケートを実施しました。

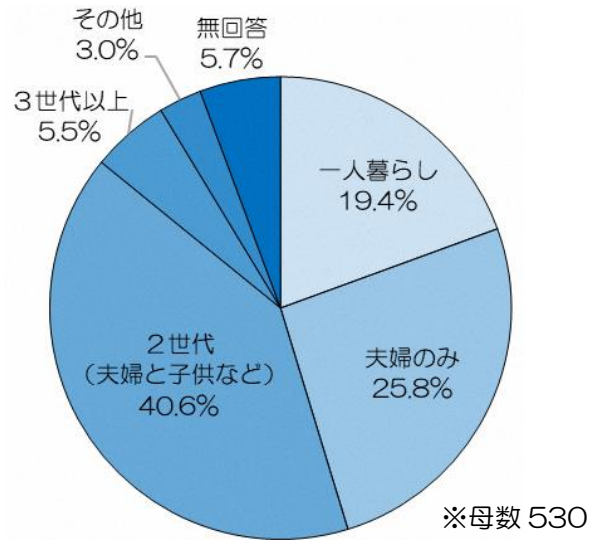
この度アンケート結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

# アンケート回答者の属性

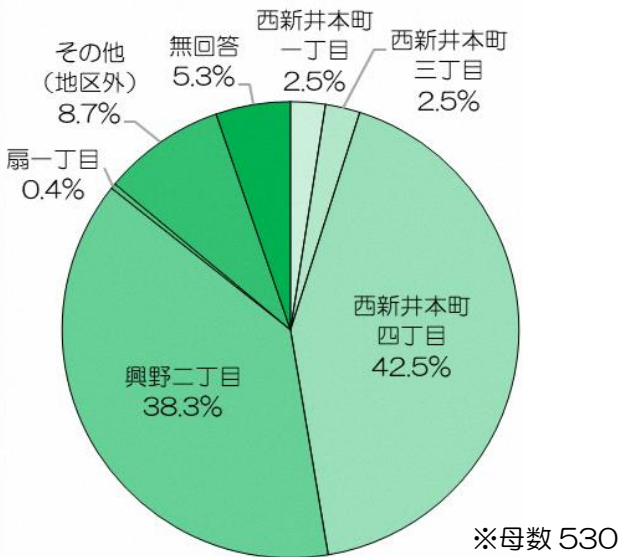
【問1】年齢別



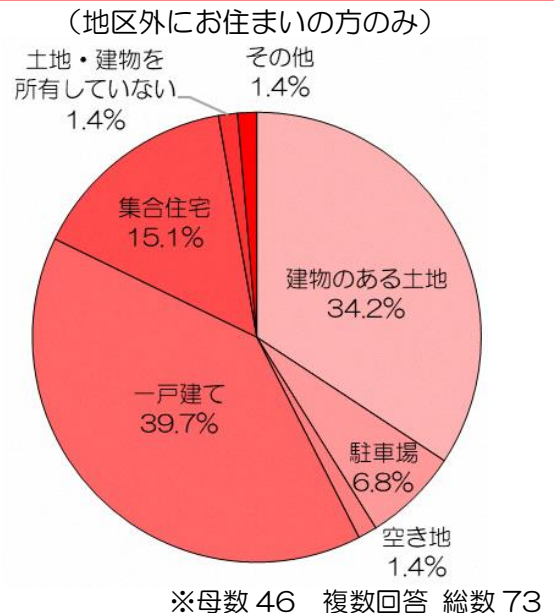
【問2】家族構成



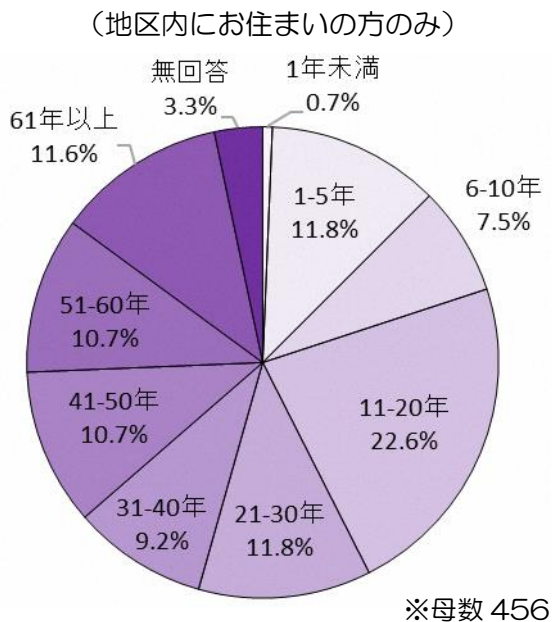
【問3-1】お住まいのエリア



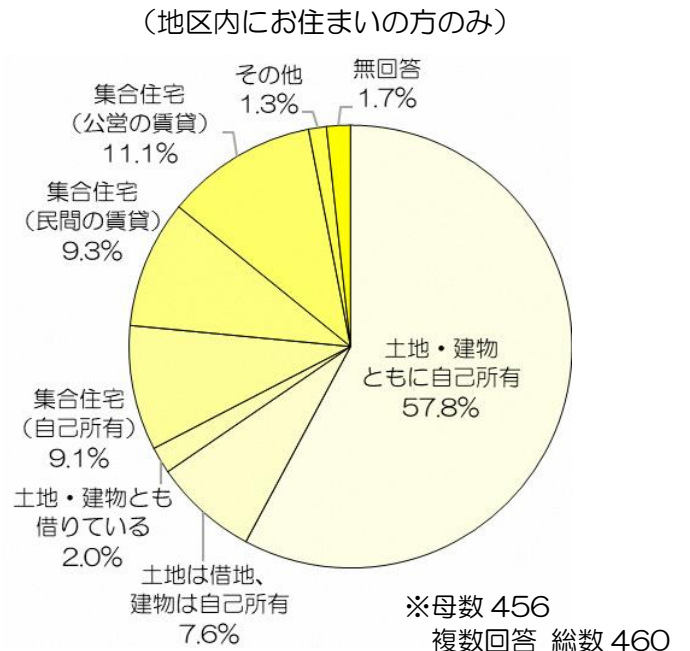
【問3-2】お持ちの土地・建物の種類



【問3-3】居住年数



【問3-4】お住まいの住宅の種類



# アンケート結果

## 『お住まいの環境』について

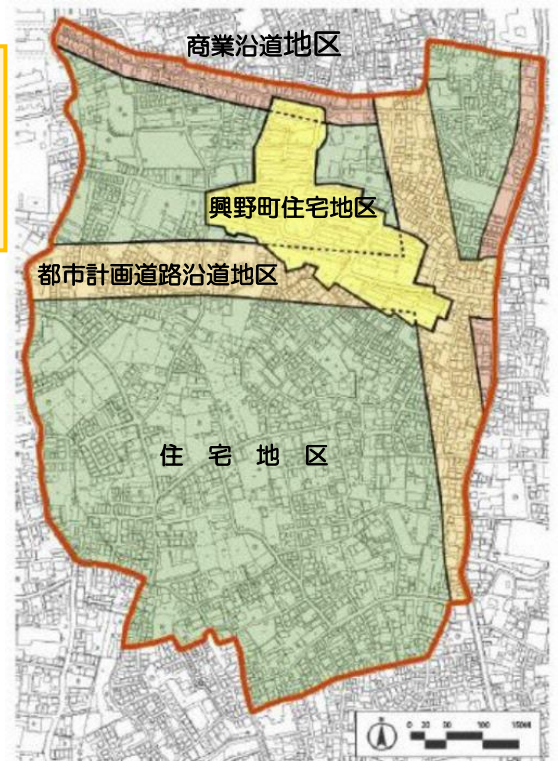
【問4】下記の色分けした4つの地区ごとに、今後取り組んでほしい、必要だと思うことは何ですか？

### 結果

全地区で、「道路上での消防活動空間の確保」「防犯性の向上（防犯カメラや街灯）」が上位を占め、全地区において「防犯性の向上（防犯カメラや街灯）」が一番必要という結果となっている。

### 凡例

- ： 住宅地区
- ： 都市計画道路沿道地区
- ： 商業沿道地区
- ： 興野町住宅地区（※個別計画策定済み）



### 総回答

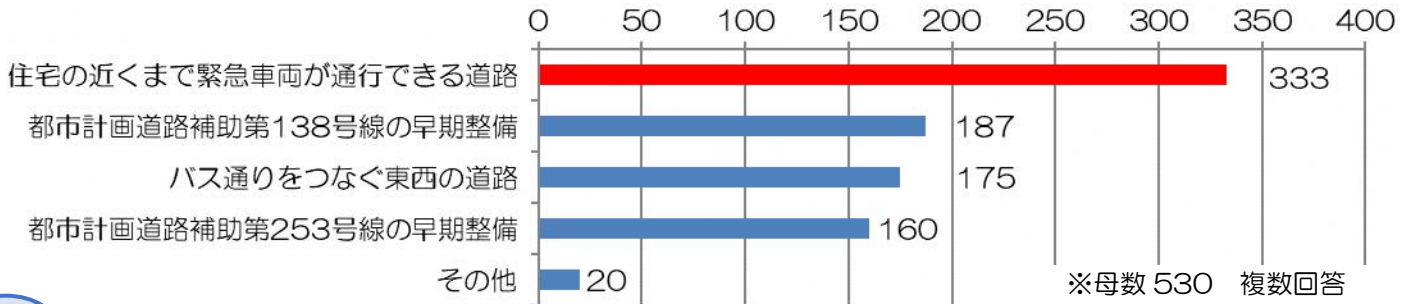
今後取り組んでほしい、必要だと思う項目		ゾーン			
		住宅地区	都市計画道路沿道地区	商業沿道地区	興野町住宅地区
安全・安心	1 道路上での消防活動空間の確保	301	175	172	190
	2 緊急車両が通行可能な道路	319	191	163	196
	3 危険なブロック塀の除却	244	119	118	142
	4 建物の安全性の向上（倒壊や延焼）	250	123	133	156
	5 建物の密集化の解消	253	116	93	139
	6 ふさわしくない用途の建物の制限	188	110	119	120
	7 防犯性の向上（防犯カメラや街灯）	320	194	222	235
	8 まちなみの統一（建物の高さ・外観）	117	85	84	85
みどり	9 農地や畑の維持・保全	131	52	29	78
	10 住宅や道路の身近な緑を増やす	203	126	84	155
	11 公園や広場など	252	103	72	172
暮らし	12 住民同士の交流の場	157	53	78	124
	13 日常の買い物ができる施設	193	106	165	123
	14 町会などの地域活動	144	41	65	116

※表の数値は各選択肢の回答数（母数 530）複数回答  
赤文字：上位3つの意見 灰色文字：下位3つの意見



## 『生活しやすい道路』について

【問5】地区で優先的な整備が必要と思われる道路についてお答えください。

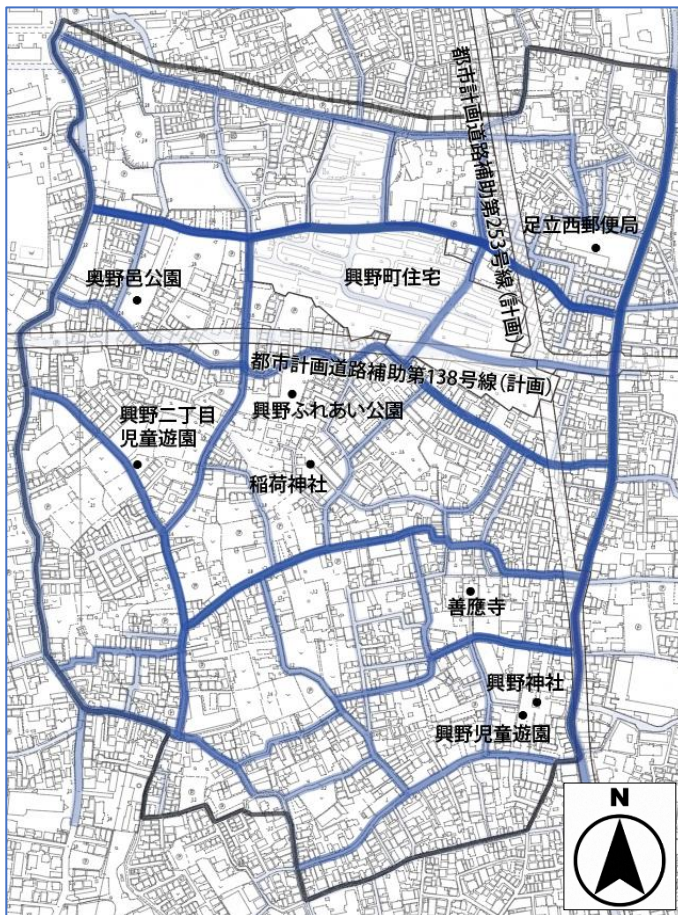


結果

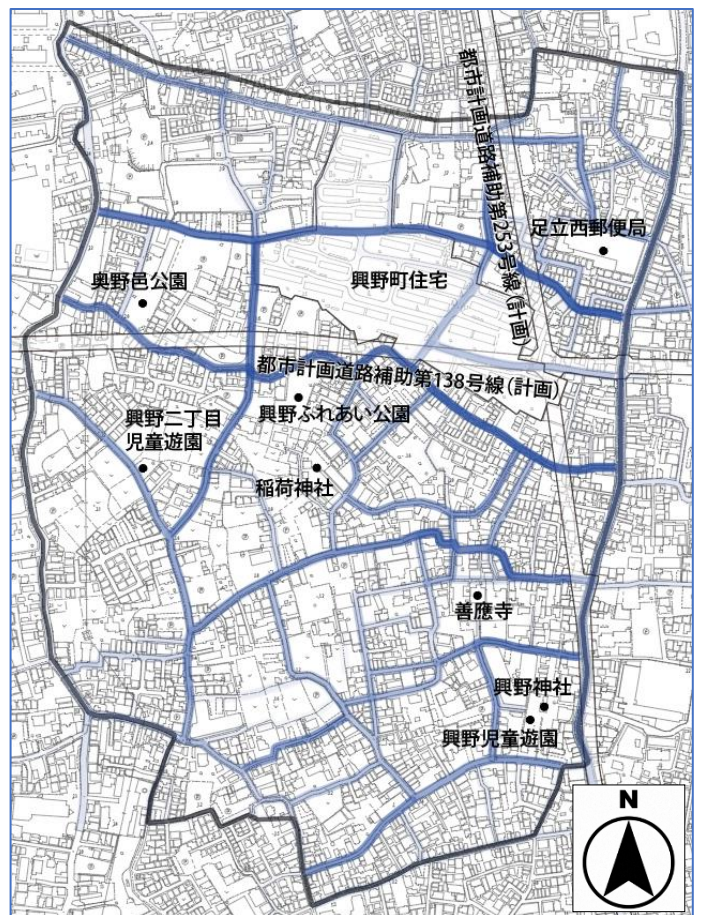
「住宅の近くまで緊急車両が通行できる道路」の優先整備が必要と考えられている。

【問6-1】地区で「よく通る道路」を書き込んでください。

【問6-2】地区で「狭いと感じる道路」を書き込んでください。



回答数が多い場所ほど色が濃くなっています。



回答数  
Min 3

回答数  
Max 52

少

多

### 『生活しやすい道路』に関する主な意見

- ・東西に走る広い道路がなく、災害時の緊急車両の通行に支障がある。
- ・電柱が邪魔な箇所が多い。

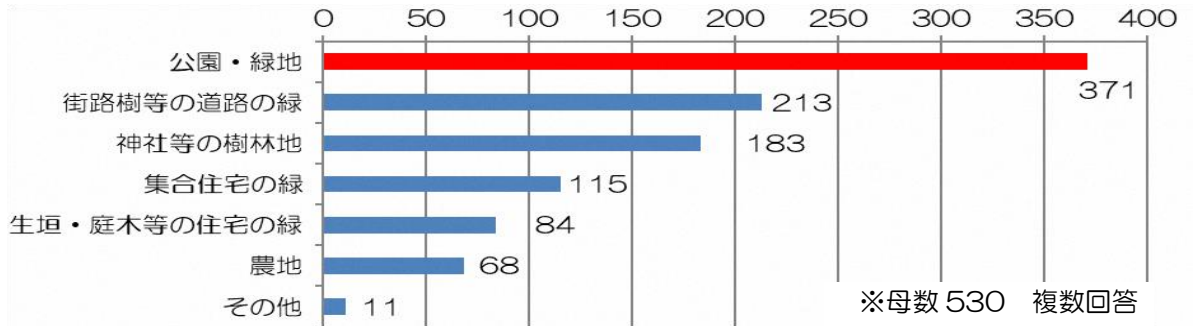
考察

「よく通る道路が狭い」と感じる意見が多数あり、実際に幅員6m未満の道路が大部分を占める。また、東西に抜ける真っ直ぐな道が無いため、災害時・救急時の通行に不安を感じる声が多数あった。そのため東西に抜ける道路として都市計画道路補助第138号線の早期整備が必要であると考えられる。



## 『みどりの維持・保全』について

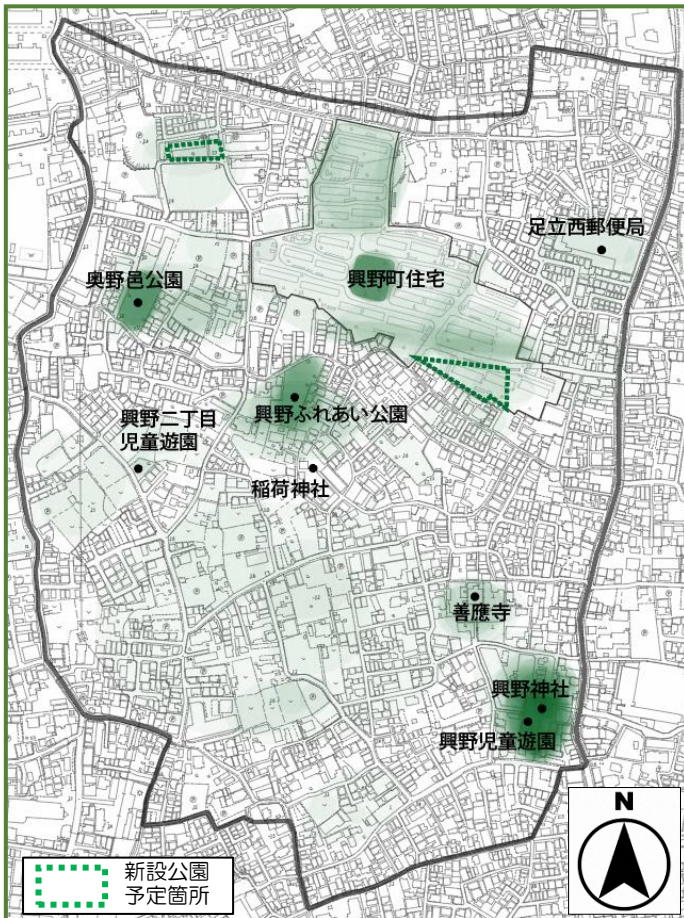
【問8】あなたが思う、守りたい・増やしたい「みどり」をお答えください。



結果

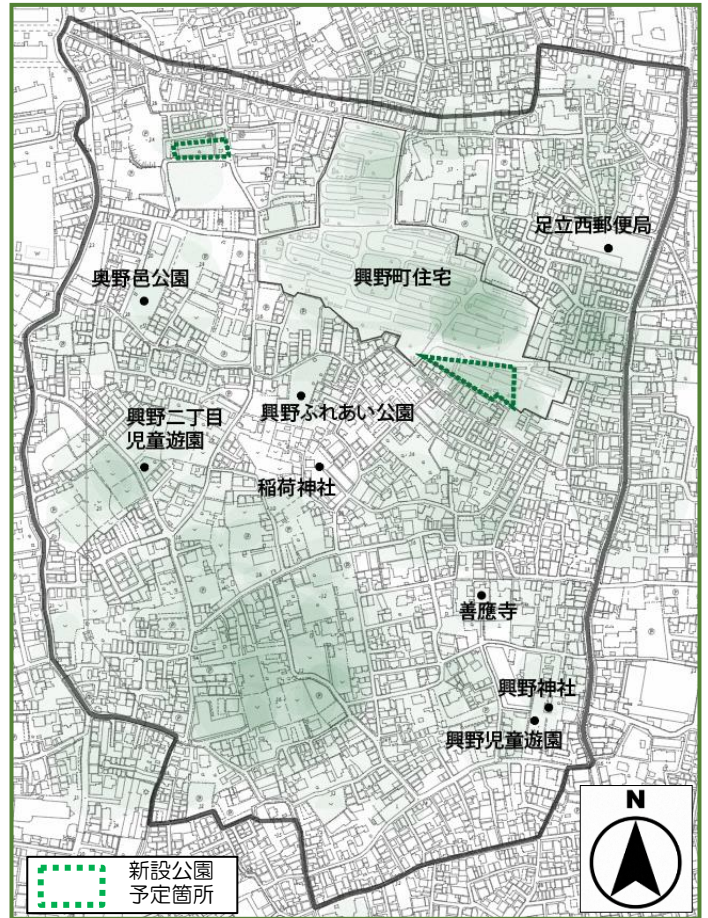
「公園・緑地」を守りたい、増やしたいと考えられている。

【問9-1】地区で「良い・好きと感じるみどり」を書き込んでください。



回答数が多い場所ほど色が濃くなっています。

【問9-2】地区で「公園・オープンスペースが欲しい場所」を書き込んでください。



回答数  
Min 1

少

回答数  
Max 50

多

### 『地区のみどりの維持・保全』に関する主な意見

- ・季節を感じられる樹木を増やし、長寿の樹木はなるべく残してほしい。
- ・現時点でも幸いなことにオープンスペースや緑のエリアも豊富であるのでこれは維持して欲しい。

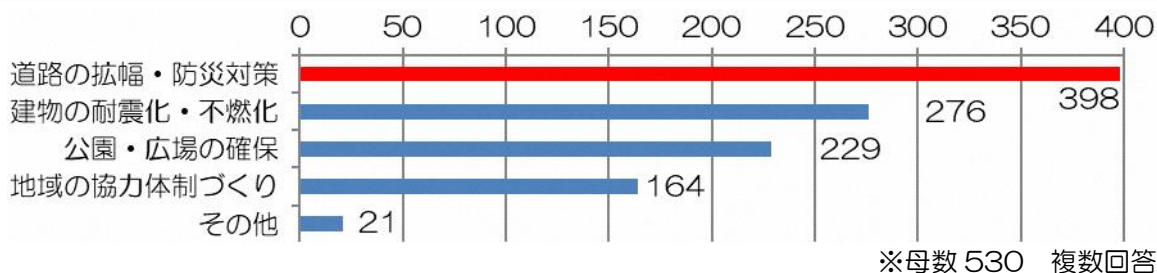
考察

現状の公園や広場を「良い・好きなみどり」と感じており、そのみどりを「今後も守りたい・増やしたい」と思う方が多かった。また、地区の南側には公園が無く、整備の必要性が高いと想定していたが、希望する意見は少数であり、現状のオープンスペース（農地）で充足していると考えられていると想定されるため、**既存農地の保全によりオープンスペースを確保していく。**



## 『防災まちづくり』について

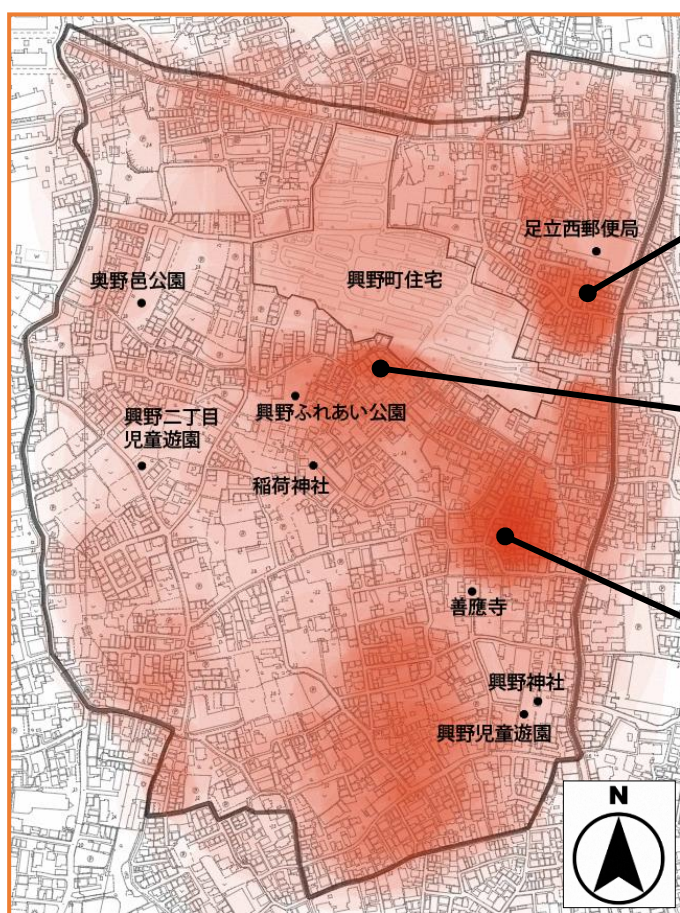
【問11】まちの防災性を向上させるために、どのような取り組みが必要だと思いますか。



### 結果

防災性の向上には「道路の拡幅・防災対策」が最重要と考えられている。

【問12】地区で「危険だと感じる場所」を書き込んでください。



西新井本町四丁目3番～4番付近  
狭い道路に囲まれた住宅密集地域

興野二丁目26番～28番付近  
曲がりくねった道路が多い住宅密集地域

興野二丁目22番付近  
行き止まり道路が多い住宅密集地域

回答数が多い場所ほど色が濃くなっています。



## 『地区の防災まちづくり』に関する主な意見

- ・住宅が密集し、古い家も多いのでどこも危険と感じる。
- ・古い住宅が密集し道も狭いため、地震などの大規模火災時は一帯が火の海になる危険がある。道の拡張で緊急車両が通れる整備が必要と感じる。
- ・水害対策、荒川決壊時の対応、防災無線のネットでの通知、避難所の確保を求める。

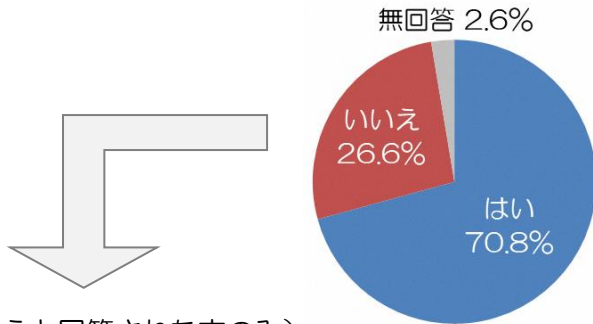
### 考察

生産緑地等がある箇所以外は、地区全体が危険だと感じる方が多数おり、その中でも建物が密集している箇所に意見が集中した。防災性の向上には、道路拡幅・防災対策の取り組みが必要だと思う意見が多いことから、**道路拡幅による消防活動困難区域の解消、建替え時の不燃化への誘導が必要だと考えられる。**



## 『町会・自治会』について

【問14】町会・自治会に加入していますか。



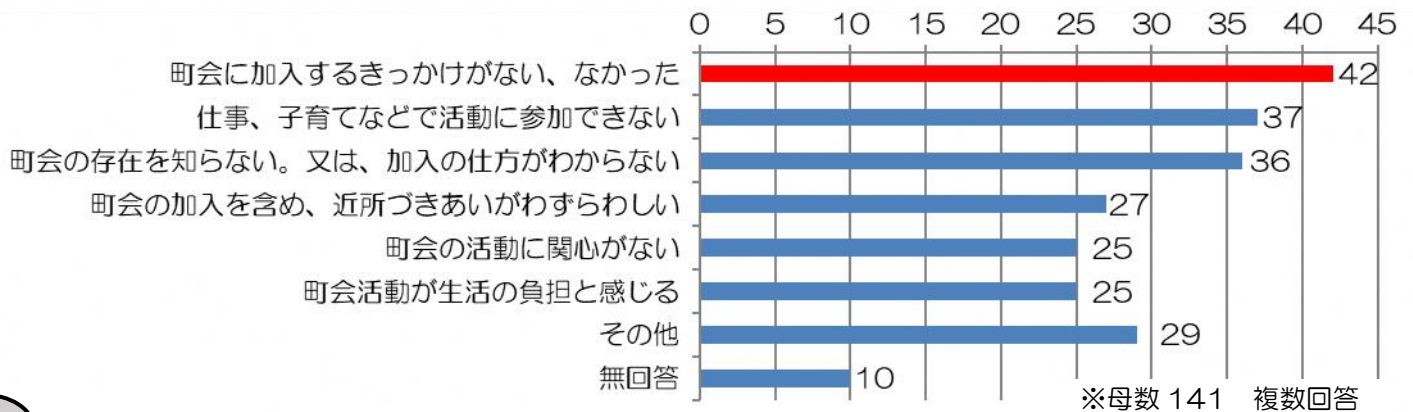
(いいえと回答された方のみ)

結果

回答者の約7割が町会・自治会に加入しています。

※母数 530

【問14-1】町会・自治体へ加入されていない理由はなんですか。

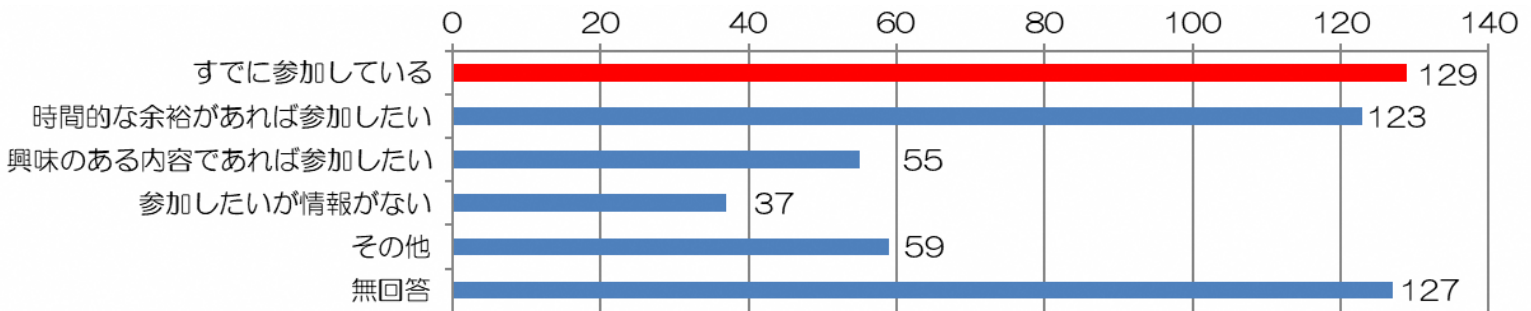


※母数 141 複数回答

結果

町会・自治体へ加入していない理由は、「町会に加入するきっかけがない、なかった」が最も多い。

【問15】地域活動・ボランティア活動等の参加状況を教えてください。



※母数 530 複数回答

結果

地域活動・ボランティア活動等に「すでに参加している」「参加したい」と回答した方は8割以上。

### 『町会・自治会』に関する主な意見

- ・町会に入らない人があまりに多い。義務かと思ったら義務ではないとのことでびっくりした。
- ・昔から住んでいる一戸建ての人と新入居者、集合住宅の人、横のつながりがほとんどない。
- ・町会のゴミ当番が高齢者ばかりで町会メンバーの運用を若手にも働きかけて欲しい。
- ・古くから地元に住んでいる人はいいが、引っ越してきた者は輪に入りづらい。

考察

町会・自治会に加入していない理由は、「加入するきっかけが無かった」という回答が3割と多かったため、**町会の活動内容の情報周知や転入者への加入案内が必要であると考えられる。**

## アンケート結果のまとめ

今回、行なったまちづくりアンケート調査の結果から道路拡幅が必要だと言う意見が多いことや危険と感じる場所が区内全体に広がっていることから、**防災への心配・不安**と感じている方が多くいることが分かった。今後、まちづくりを進めていく上で、以下について検討を行なう。

### 『お住まいの環境』について

地区全体で「道路上での消防活動空間の確保」「防犯性の向上」に関する取組みが必要。

### 『生活しやすい道路』について

都市計画道路補助第138号線の早期整備が必要。

### 『みどりの維持・保全』について

現状の農地保全によるオープンスペースの確保が必要。

### 『防災まちづくり』について

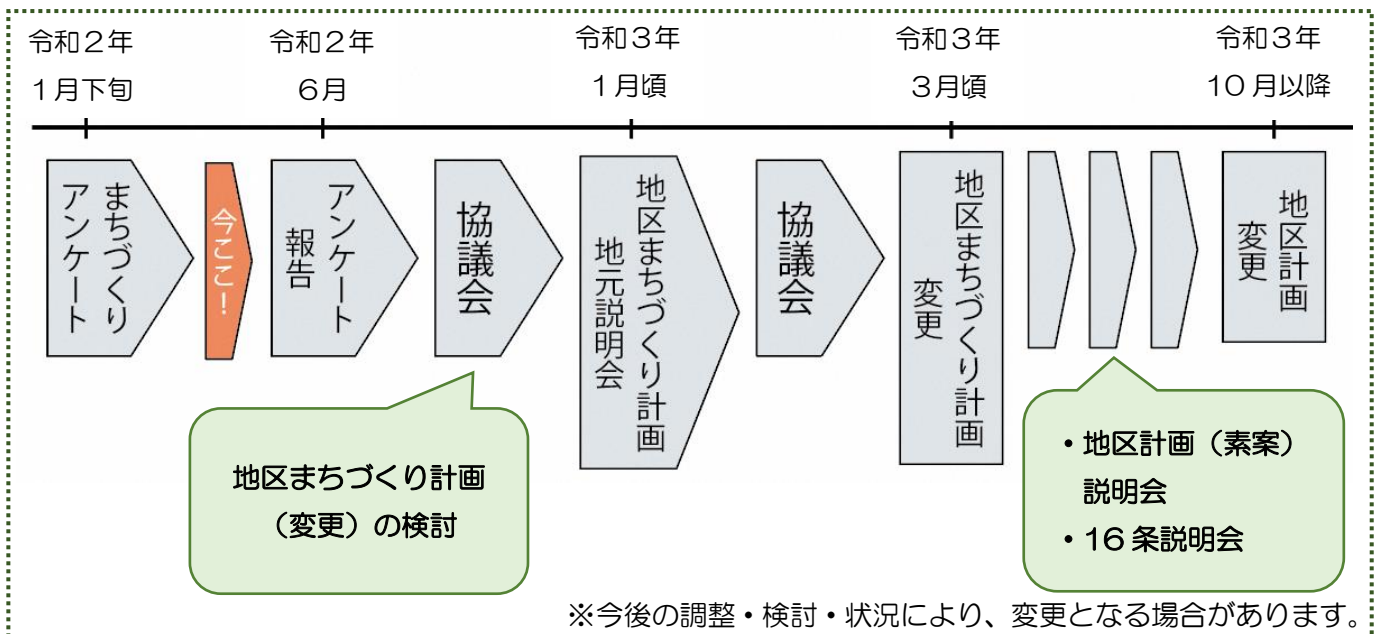
道路拡幅による消防活動困難区域の解消、建替え時の不燃化への誘導が必要。

### 『町会・自治会』について

転入者への加入案内・町会の活動内容の情報周知が必要。

今回いただいたご意見も踏まえながら、興野周辺地区地区まちづくり計画（平成30年9月策定）の将来像である「幅広い世代が安心して共に暮らすことのできる緑豊かなまち」の実現に向けた具体的な方針を検討し、**安全・安心なまちづくり**を進めて参ります。

## 今後の予定



### ◆◆ お問い合わせ先 ◆◆

足立区 都市建設部 市街地整備室 まちづくり課  
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1  
担当：山田、森村  
電話：03-3880-5437 FAX：03-3880-5605



## 興野周辺地区まちづくり協議会報告資料

令和2年5月22日

件 名	地区まちづくり計画変更の基本的な考え方について				
内 容	<p>第2段階として、JKK興野町住宅以外のエリアの【個別計画】について、以下の基本的な考え方を追加し、興野周辺地区まちづくり計画を変更する。</p> <p>1 全体計画の柱に追加するもの</p> <p>(1) 土地利用の計画（特に変更なし）</p> <p>(2) 道路ネットワークの計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画道路補助第138号線の整備</li> <li>・ 地区の南側に東西を抜ける幅員6m道路の整備</li> </ul> <p>(3) みどりの維持・保全の計画（特に変更なし）</p> <p>(4) 防災まちづくりの計画</p> <p>道路ネットワークの計画に基づく道路整備に加え、4m未満の道路の拡幅が必要であり、建物の建替えを促し、防火建築物へ誘導する政策が必要である。</p> <p>2 今後まちづくりルールで考えられる制限</p> <p>以下のような制限を設けることで、全体計画の実現を図っていくことが考えられる。</p> <p>(1) 建築物等の用途の制限</p> <p>(2) 敷地面積の最低限度</p> <p>(3) 壁面の位置と工作物の設置の制限</p> <p>(4) 建築物等の形態・意匠の制限</p> <p>(5) 垣・さくの構造の制限</p> <p>3 今後のスケジュール</p> <table border="1" data-bbox="395 1525 1426 1666"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1525 683 1574">日 時</th> <th data-bbox="683 1525 1426 1574">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1574 683 1666">令和2年7月</td> <td data-bbox="683 1574 1426 1666">まちづくり協議会（第8回）の開催 個別計画（案）の検討</td> </tr> </tbody> </table>	日 時	内 容	令和2年7月	まちづくり協議会（第8回）の開催 個別計画（案）の検討
日 時	内 容				
令和2年7月	まちづくり協議会（第8回）の開催 個別計画（案）の検討				
問 題 点 今後の方針	都市計画道路沿道地区は、補助第138号線施工のタイミングに併せ、地区まちづくり計画の変更を行っていく。				

令和2年5月19日

地域の皆様へ

## 都市計画道路補助第138号線の 現況測量図作成に伴う宅地（敷地）への立入りについて

日頃より足立区道路整備事業にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。  
ございます。

今回、都市計画道路補助第138号線・おしべ通りから本木新道までの区間（約1,330m）を事業化するにあたり、まずは「現況測量」を下記のとおり実施させていただきます。

なお、測量作業の際は、宅地（敷地）への立入りが必要になる場合も  
ございます。その際は足立区発行の身分証明書を携帯し、腕章を着用し  
た測量業者が事前にお断りのお声を掛けさせていただきます。何卒ご協  
力のほどお願い申し上げます。

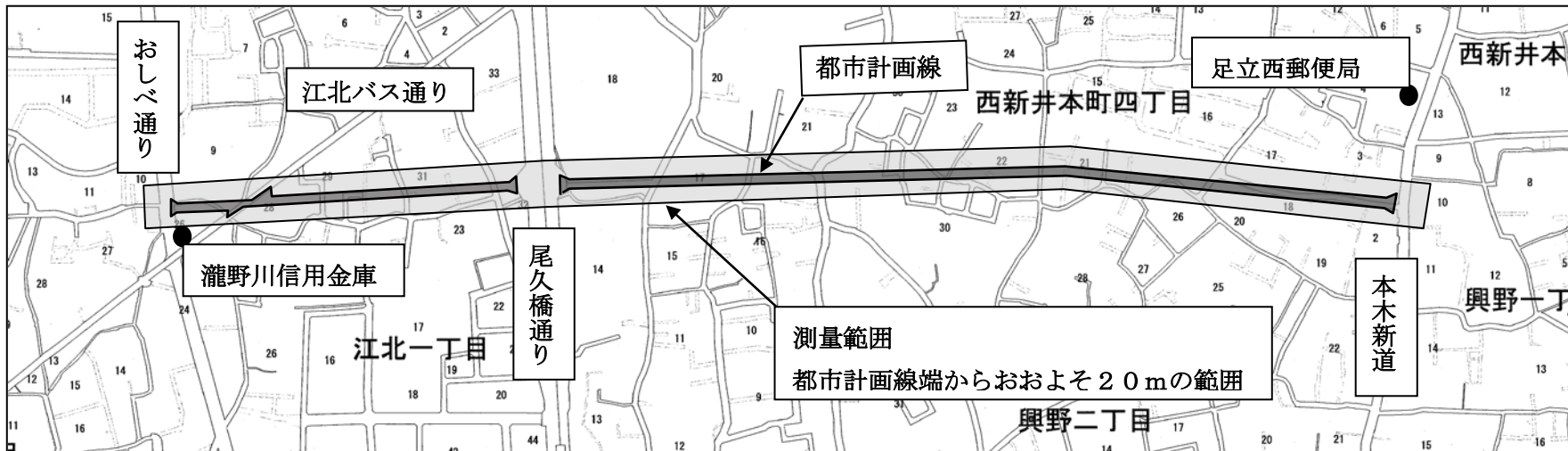
当初は、現況測量の概要や補助第138号線の事業について、説明会  
を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、や  
むを得ず中止とさせていただきました。

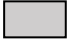

その替わりとして、事業内容等をご説明する『都市計画道路について』  
を同封いたしましたので、ご一読のうえ、質問等がございましたら下記  
の連絡先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 測量範囲 足立区江北四丁目9番～西新井本町四丁目3番先  
※裏面「測量範囲図」をご参照ください
- 2 測量期間 令和2年5月下旬～令和3年3月下旬（予定）
- 3 測量会社 山野辺測量株式会社 担当：田垣・荻野  
電話：03-3605-1271
- 4 連絡先 足立区 都市建設部 街路橋りょう課 用地担当：渡辺 小田部  
電 話 03-3880-5911（直）  
F a x 03-3880-5620  
E-mail gairo@city.adachi.tokyo.jp

# 測量範囲図



凡例	
	測量範囲
	都市計画道路



## 「都市計画道路」について

### 1 都市計画道路とは

都市計画道路は、私たちのまちの骨格を形成し、活力あるまちづくり、安心して暮らせる場を作り出すための施設です。

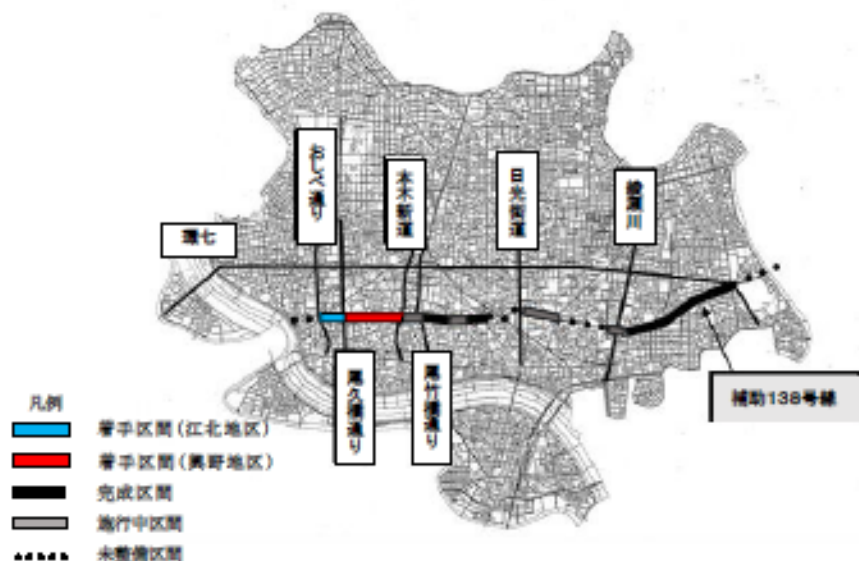
人や物の流れを円滑にすることで交通渋滞を解消するとともに、電気・ガス・電話・水道・下水道など私たちの生活に必要な施設の収納スペースとして、また、災害時の避難・救援ルートや火災の延焼遮断帯としての機能など、重要な役割を担っています。

### 2 補助第138号線の概要

補助第138号線は、昭和41年7月30日建設省告示第2428号で都市計画決定された路線です。

本路線は、起点が足立区江北二丁目、終点が葛飾区東金町二丁目までの延長10,330m(区内8,620m)であり、綾瀬川以東の一部並びに梅田五丁目及び関原三丁目の一部についてはすでに完成しております。

現在は、奥野一丁目地内(本木新道～尾竹橋通り)や中央本町一・二丁目及び綾瀬新橋付近において東京都が、関原三丁目の一部は足立区が施行しております。



### 3 事業化に至った経緯

補助第138号線の未完成区間については、東京都に対して早急な整備を要望していましたが着手時期は未定となっています。

しかしながら東京女子医科大学東医療センターの移転等を契機に、江北地区周辺を取り巻く環境が著しく変化したため、足立区が事業主体となって早期に事業に着手することで東京都と協議を進めてきました。

#### 【早期整備のメリット】

足立区が事業主体となって整備することで、7年以上早く工事に着手することができ、以下の効果が期待できます。

- (1) 江北のまちづくりの拠点である「東京女子医科大学東医療センター」へのアクセスが向上します。
- (2) 奥野周辺地区には、地震に関する地域危険度ランク4～5の地区が広がっており、道路を整備することにより、延焼遮断帯形成され危険度が低下します。
- (3) 江北新道の交通負荷が軽減され、交通渋滞の緩和及び路線バスの遅延軽減、また大型交通量減少により安全性が向上します。
- (4) 区内の南北を繋ぐ鉄道網を東西の路線バスで繋ぐことにより交通利便性が向上します。

なお、道路整備にあたっては、国庫補助金や都市計画交付金を活用して区の負担額の低減を図ります。

### 4 江北地区及び奥野地区の計画の概要

今回、足立区で着手する区間は、江北二丁目(おしべ通り)～西新井本町四丁目(本木新道)までの延長1,330m・幅員16mの新設道路です。

- <江北地区> おしべ通り～尾久橋通り  
 延長 L=390m  
 期間 令和2年度～令和14年度(予定)
- <奥野地区> 尾久橋通り～本木新道  
 延長 L=940m  
 期間 令和2年度～令和20年度(予定)



## 都市計画道路ができるまでの手順

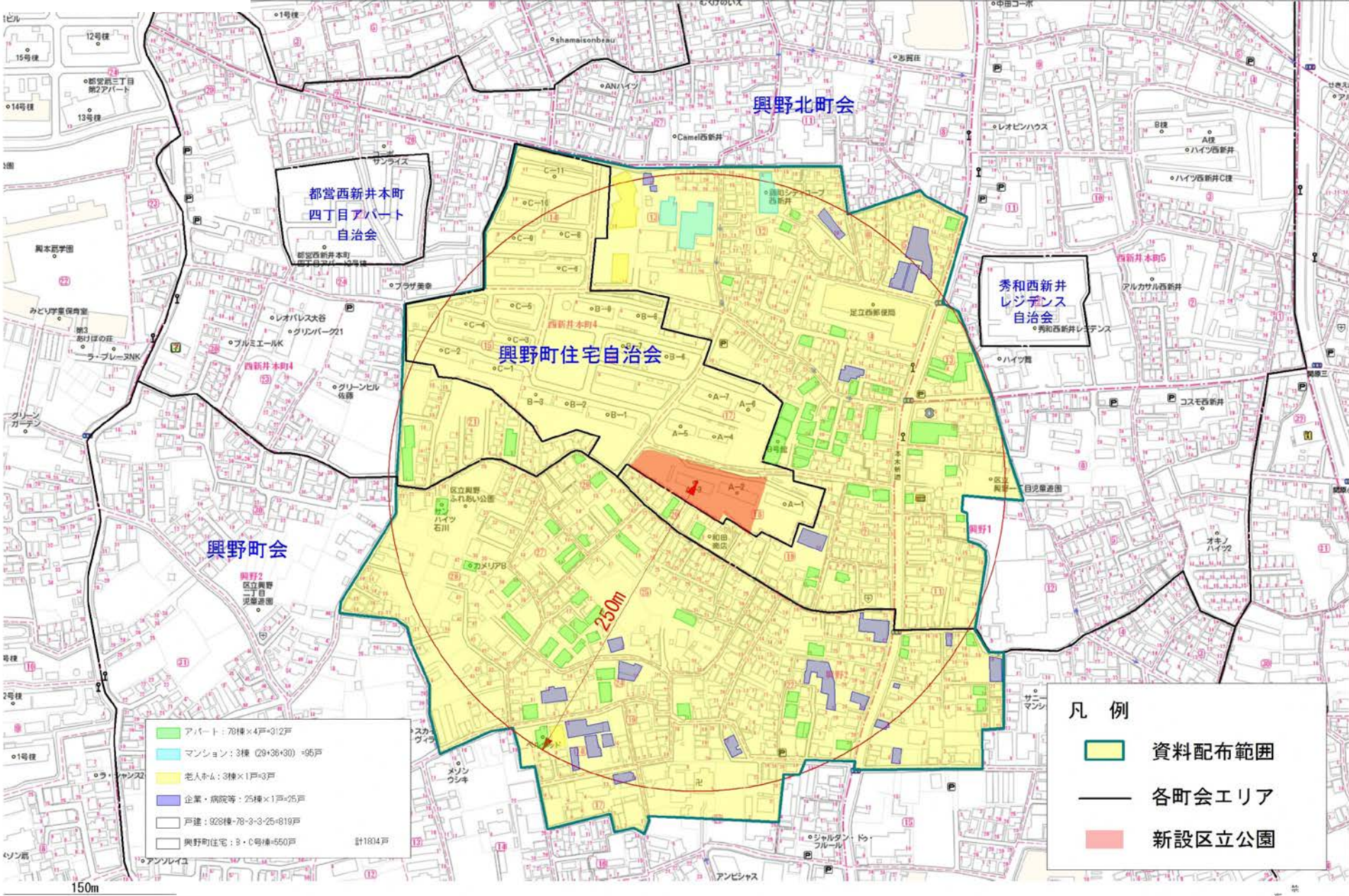


今回はここまでの作業になります





意見募集配布エリア





# 興野町住宅の建替えに伴う 新設区立公園整備計画に関する意見募集について

皆様方には日頃より足立区の公園事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、興野町住宅建替えに伴い西新井本町四丁目18番（下図参照）に区立公園を整備することになりました。

当初は、公園の整備計画内容等について、説明会を開催し皆様方のご意見を直接お伺いする予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のためやむを得ず中止とさせていただきます。

その替わりとして、皆様に新設区立公園の配置図（案）をお配りし、ご意見を伺うことと致しました。

お問い合わせ、お気付きの点がございましたら、令和2年4月24日までに下記の連絡先までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

なお、今回の意見募集を踏まえた新設区立公園整備計画に関する説明会を令和2年7月に開催する予定です。

## 案内図



# ご意見記入用紙

\* 「新設公園配置図（案）」の内容に対するご意見を下記にご記入ください。

住所 ( \_\_\_\_\_ )

氏名 ( \_\_\_\_\_ )

**連絡先**

〒120-8510

足立区みどり推進課計画係 金澤・下村宛て

住所 : 足立区中央本町一丁目17番1号

電話番号 : 03-3880-5423

FAX番号 : 03-3880-5620

メール : midori@city.adachi.tokyo.jp

※郵送の方はお手数ですが連絡先まで返信願います。

公園名：（仮称）興野町公園  
 広 さ：約3,200㎡（都市計画道路ができると約2,500㎡）

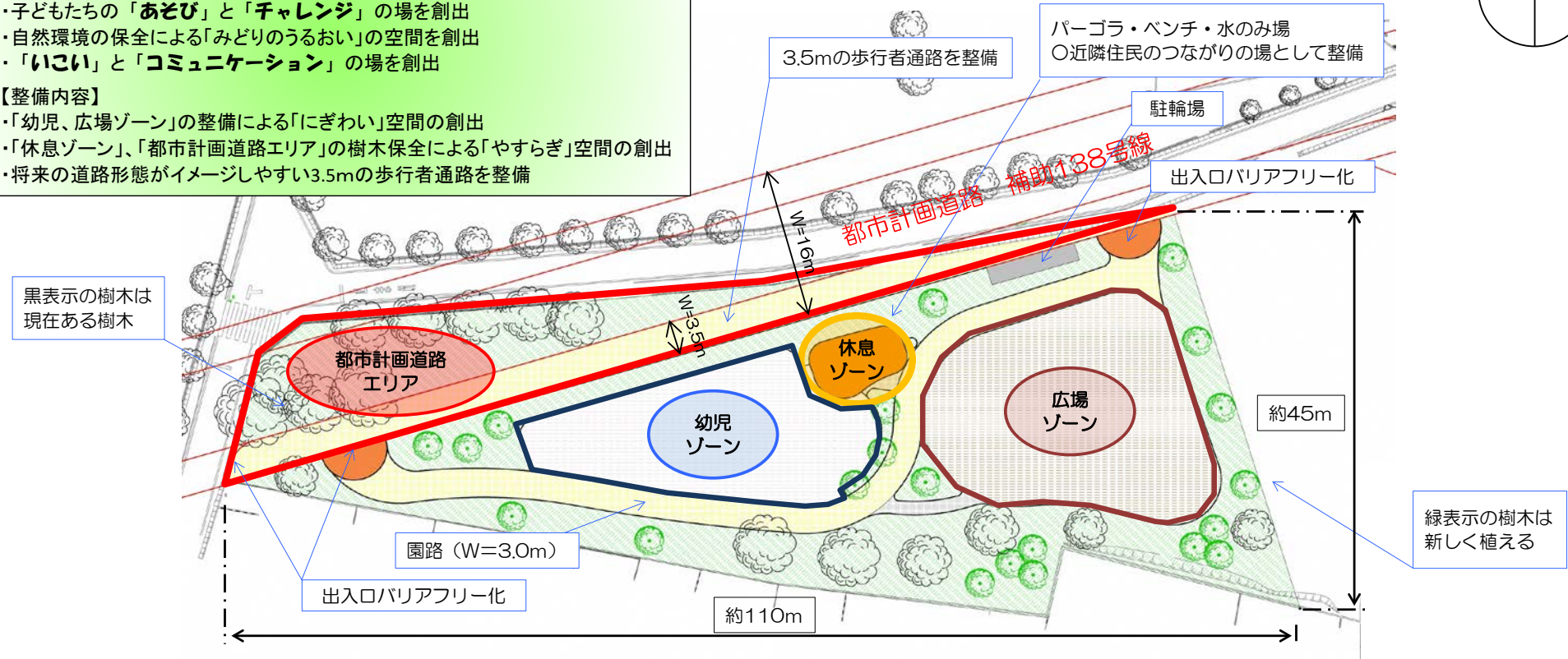
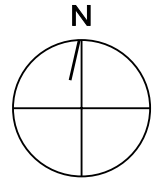
【整備方針】

- ・子どもたちの「あそび」と「チャレンジ」の場を創出
- ・自然環境の保全による「みどりのうらおい」の空間を創出
- ・「いこい」と「コミュニケーション」の場を創出

【整備内容】

- ・「幼児、広場ゾーン」の整備による「にぎわい」空間の創出
- ・「休息ゾーン」、「都市計画道路エリア」の樹木保全による「やすらぎ」空間の創出
- ・将来の道路形態がイメージしやすい3.5mの歩行者通路を整備

0 5 10 20 50m



黒表示の樹木は  
現在ある樹木

緑表示の樹木は  
新しく植える

都市計画道路エリア

【やすらぎ】

- 都市計画道路ができるまで3.5mの歩行者用園路として利用（道路完成後は道路区域）
- 景観ガイドラインに沿って既存樹木を保全、緑道としてやすらぎの空間を整備（都市計画道路整備時に樹木伐採）

休息ゾーン

【やすらぎ】

- 幼児ゾーン、広場ゾーンを見渡たす見守りの場と近隣住民の憩いの場として活用

幼児ゾーン

【にぎわい】

- 幼児を対象とした遊具を3~4基程度整備
- 周辺公園にはない個性のある遊具を整備

広場ゾーン

【にぎわい】

- 体操をしたり子どもたちが自由に走り回れる多目的な広場として整備

新設公園整備スケジュール

	令和2年(2020)												令和3年(2021)					令和4年(2022)					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	~	8	9	10	11	12
設計				①			②																
工事																							

① 新設公園のゾーニングに関する意見募集（令和2年4月24日まで）

② 公園整備計画の説明会（令和2年7月予定）

# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	防犯まちづくり事業における「ながら見守り」の新設について
所管部課名	市街地整備室まちづくり課
内容	<p>地域における防犯まちづくりを推進するため、新たに「ながら見守り参加登録制度」を設置したので、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新制度名 「ながら見守り参加登録制度」 足立区ながら見守り参加登録要綱（別紙1参照 P44～45）</li> <li>2 目的 個人・団体が日常活動<sup>※1</sup>をしながら子どもや地域の安全を見守る「ながら見守り」により、犯罪の起こりにくいまちにするため。 ※1 日常活動：犬の散歩、ウォーキング、ジョギング、子どもの送迎等、公園の花の手入れや清掃活動、自宅（屋外）の花の手入れ、企業等の日常業務、ほか本制度の目的に即した活動</li> <li>3 対象 区内在住・在勤・在学の方（中学生以下は保護者の承諾が必要）</li> <li>4 活動 登録した参加者が、お揃いのグッズ<sup>※2</sup>を身に付けて日常活動<sup>※1</sup>をしながら見守り活動を行う。グッズ<sup>※2</sup>は7月下旬に完成予定。 ※2 グッズ：反射キーホルダー、バンダナ、トートバッグ、水筒</li> <li>5 登録方法 (1) 案内チラシのQRコードから登録フォームで申込み (別紙2参照 P46～47) (2) 区HPから登録フォームで申込み (3) 窓口、FAXにて申込み</li> <li>6 今後の予定 9月からの活動開始を目指し、日常活動<sup>※1</sup>をしている個人・団体に対して登録の呼びかけを行っていく。</li> </ol>
問題点 今後の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区HPやSNS等を通じて、登録者数の増加に努めていく。</li> <li>2 新型コロナウイルスの動向を注視しつつ、11月開催予定の啓発イベントで、さらなる周知を図っていく。</li> </ol>

(目的)

第1条 この要綱は、町会・自治会を対象とした「防犯まちづくり推進地区」による地域で行う防犯活動に加え、個人からでも日常活動しながら「ながら見守り」を増やすことで犯罪が起りにくいまちをつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ながら見守り 日常活動や業務に加えて、不審な人物や車両がないかなどを注意して見ることで、子どもや地域の安全を守ろうとする活動
- (2) 防犯専門アドバイザー 足立区防犯専門アドバイザー設置要綱（22足総危発第77号平成22年4月20日付危機管理室長決定）に定める防犯専門アドバイザー
- (3) 防犯まちづくり推進アドバイザー 足立区防犯まちづくり推進アドバイザー設置要綱（28足都ま発第1971号平成29年3月30日都市建設部長決定）に定める防犯まちづくり推進アドバイザー

(登録)

第3条 次の各号のいずれかに掲げるもので、別表に定める「ながら見守り」を行う場合は、ながら見守り参加者として登録することができる。

- (1) 個人
- (2) 団体

2 ながら見守り参加者として登録を希望するもの（以下「申請者」という。）は、登録申込書（様式第1号又は様式第1号の2）を提出することにより、又は別に定める方法により、区長に申請するものとする。

3 申請者が未成年の場合は、前項の申請の際に、必ず事前に保護者に同意を得て、同意書を提出しなければならない。

4 区長は、第2項の申請があった場合は、申請者がながら見守り参加者として適当であると認めたときは、ながら見守り参加者として登録し、申請者への登録証の交付をもって、登録の通知に代えるものとする。

5 次に掲げるものは、登録申請を行うことができない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (2) 暴力団等（足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）
- (3) 第1条の目的に反する活動を行おうとするもの

(登録の変更)

第4条 ながら見守り参加者は、登録した内容に変更が生じたときは、変更届（様式第2号）を提出することにより、又は別に定める方法により、区長に届け出るものとする。

(活動報告)



第5条 区長は、ながら見守り参加者に対し、活動報告書（様式第3号）を提出することにより、又は別に定める方法により、活動内容の報告を求めることができるものとする。

（登録の取消し及び取りやめ）

第6条 区長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、第3条の登録を取り消す。

- (1) ながら見守り活動に該当しないと判断した場合
- (2) 虚偽の申請を行ったことが判明した場合
- (3) 第3条第5項各号に該当することが判明した場合
- (4) その他区長がながら見守り参加者として不適当であると認めた場合

2 区長は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、取消し通知書（様式第4号）により、登録を取り消したものに通知するものとする。

3 ながら見守り参加者は、活動の継続が困難な場合は、取りやめ届（様式第5号）を区長に提出することにより、ながら見守り参加者の活動を取りやめることができる。

4 区長は、前項の取りやめ届の提出があったときは、登録を取り消すものとする。

（活動内容の公表）

第7条 区長は、第5条の規定に基づき、活動内容の報告を受けたものについてながら見守り参加者の同意が得られた場合、活動内容を公表できるものとする。

（助言）

第8条 区長は、ながら見守り等について、防犯専門アドバイザー、防犯まちづくり推進アドバイザー、警察署等に助言を求めることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市建設部長が定める。

付 則（31足都ま発第2537号 令和2年3月31日 区長決定）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（2足都ま発第712号 令和2年6月19日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第3条関係）

ながら見守り（日常活動をし <u>ながら</u> 見守る）項目		判定基準
あいさつ運動		必須
1	わんわんパトロール（犬の散歩をし <u>ながら</u> 見守る）	いずれか 1つ以上
2	ウォーキングパトロール（ウォーキングをし <u>ながら</u> 見守る）	
3	ジョギングパトロール（ジョギングをし <u>ながら</u> 見守る）	
4	子どもの見守り活動（PTA、町会・自治会員等が 子どもの送迎等をし <u>ながら</u> 見守る）	
5	公園等の自主管理活動（花の手入れや清掃し <u>ながら</u> 見守る）	
6	花壇の自主管理活動（花の手入れをし <u>ながら</u> 見守る）	
7	日常業務活動（企業等が日常業務をし <u>ながら</u> 見守る）	
8	前項目のほか、本制度の目的に即した活動	

ながら見守り登録制度

2020年9月  
新制度スタート



# 日常活動をしなが ら子どもや地域の見守り活動に参加しませんか

一人でも  
出来ます



犬の散歩をしなが



散歩やジョギングをしなが



子どもの送り迎えをしなが



公園の手入れや掃除をしなが



ながら見守りとは

日常活動中に  
不審な人物や車両がないかなどを  
ちょっと気にして見ることで  
子どもや地域の安全を守ろう  
とする活動

## 見守り中の3つの心得

1  
**あいさつ**  
出会った人に  
こんにちは！

2  
**見せる防犯**  
お揃いのグッズを  
身に付けよう！

3  
**通報**  
不審者等を見かけたら  
110番

まちづくり課 防犯まちづくり係



日常活動をしながら  
お揃いのグッズを身につけて  
まちを見守ろう



申し込み条件・・・区内在住・在勤・在学の方

未成年の方の申し込みは別途  
保護者の同意書が必要です

ながら見守り参加者の  
**活動への  
3ステップ**



WEB、FAX、窓口で申し込みすると  
**お揃いのグッズをプレゼント**

申し込みページ



グッズは後日郵送となります

ながら見守り 足立区 検索

ながら見守り登録証  
+  
フク防反射キーホルダー

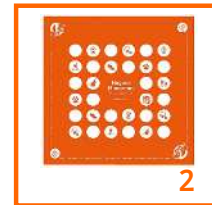
全員にプレゼント!



下記からご希望のグッズを **2つ** お選びください



1 反射キーホルダー



2 バンダナ



3 トートバッグ



4 水筒

お問い合わせ・登録申込み先

足立区都市建設部市街地整備室 まちづくり課防犯まちづくり係  
TEL : 03(3880)5435 FAX : 03(3880)5605  
Email : machi@city.adachi.tokyo.jp

# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について																																																																																										
所管部課名	市街地整備室密集地域整備課																																																																																										
内容	<p>環状七号線以南に広がる密集市街地の防災性の向上と居住環境の改善を図るための取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 密集市街地整備事業（別紙参照 P 5 1）</p> <p>表1の3地区で防災生活道路の拡幅や公園・プチテラスの整備、老朽建築物の除却などを進め、「安全に避難できるまち」の実現を目指している。</p> <p>表1 密集市街地整備事業の実績等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">地区名 (地区面積) [令和元年度末不燃領域率※1]</th> <th colspan="2">令和元年度実績</th> <th colspan="2">令和2年度予定</th> <th rowspan="2">別紙位置図</th> </tr> <tr> <th>金額 (千円)</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>金額 (千円)</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 西新井駅 西口周辺地区 (51.4ha) [54.3%(+0.9%)]</td> <td>道路整備</td> <td>9,193</td> <td>47.86</td> <td>13,200</td> <td>81.85</td> <td rowspan="3">①</td> </tr> <tr> <td>公園整備</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>用地取得</td> <td>85,230</td> <td>76.94</td> <td>251,800</td> <td>216.08</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 千住仲町 地区 (15.7ha) [58.5%(+0.5%)]</td> <td>道路整備</td> <td>6,644</td> <td>14.48</td> <td>12,000</td> <td>38.85</td> <td rowspan="3">②</td> </tr> <tr> <td>公園整備</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>用地取得</td> <td>50,984</td> <td>10.68</td> <td>218,500</td> <td>72.87</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③ 千住西地区 (60.8ha) [55.8%(+0.9%)]</td> <td>道路整備</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4,440</td> <td>27.77</td> <td rowspan="3">③</td> </tr> <tr> <td>公園整備</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>用地取得</td> <td>121,764</td> <td>129.53</td> <td>294,300</td> <td>419.94</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">④ 足立四丁目 地区※2 (17.0ha) [56.5%(+0.6%)]</td> <td>道路整備</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> <td rowspan="3">④</td> </tr> <tr> <td>公園整備</td> <td>33,019</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>用地取得</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>306,834</td> <td>279.49</td> <td>794,240</td> <td>857.36</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 不燃領域率：まちの燃えにくさを示す指標 ( )内は前年度比          ※2 令和元年度事業終了</p>					地区名 (地区面積) [令和元年度末不燃領域率※1]		令和元年度実績		令和2年度予定		別紙位置図	金額 (千円)	面積 (㎡)	金額 (千円)	面積 (㎡)	① 西新井駅 西口周辺地区 (51.4ha) [54.3%(+0.9%)]	道路整備	9,193	47.86	13,200	81.85	①	公園整備	0	0	0	0	用地取得	85,230	76.94	251,800	216.08	② 千住仲町 地区 (15.7ha) [58.5%(+0.5%)]	道路整備	6,644	14.48	12,000	38.85	②	公園整備	0	0	0	0	用地取得	50,984	10.68	218,500	72.87	③ 千住西地区 (60.8ha) [55.8%(+0.9%)]	道路整備	0	0	4,440	27.77	③	公園整備	0	0	0	0	用地取得	121,764	129.53	294,300	419.94	④ 足立四丁目 地区※2 (17.0ha) [56.5%(+0.6%)]	道路整備	0	0	-	-	④	公園整備	33,019	0	-	-	用地取得	0	0	-	-	計		306,834	279.49	794,240	857.36	
地区名 (地区面積) [令和元年度末不燃領域率※1]		令和元年度実績		令和2年度予定				別紙位置図																																																																																			
		金額 (千円)	面積 (㎡)	金額 (千円)	面積 (㎡)																																																																																						
① 西新井駅 西口周辺地区 (51.4ha) [54.3%(+0.9%)]	道路整備	9,193	47.86	13,200	81.85	①																																																																																					
	公園整備	0	0	0	0																																																																																						
	用地取得	85,230	76.94	251,800	216.08																																																																																						
② 千住仲町 地区 (15.7ha) [58.5%(+0.5%)]	道路整備	6,644	14.48	12,000	38.85	②																																																																																					
	公園整備	0	0	0	0																																																																																						
	用地取得	50,984	10.68	218,500	72.87																																																																																						
③ 千住西地区 (60.8ha) [55.8%(+0.9%)]	道路整備	0	0	4,440	27.77	③																																																																																					
	公園整備	0	0	0	0																																																																																						
	用地取得	121,764	129.53	294,300	419.94																																																																																						
④ 足立四丁目 地区※2 (17.0ha) [56.5%(+0.6%)]	道路整備	0	0	-	-	④																																																																																					
	公園整備	33,019	0	-	-																																																																																						
	用地取得	0	0	-	-																																																																																						
計		306,834	279.49	794,240	857.36																																																																																						

2 不燃化推進特定整備事業（不燃化特区）（別紙参照 P 5 1）

(1) 表2の不燃化特区2地区において、老朽建築物の除却や不燃化建替えに伴う工事費の一部を助成することで、市街地の不燃化を促進し、「燃えないまち」の実現を目指している。平成30年8月に足立区中南部一帯地区にて要件緩和以降、高い申請件数が継続している。

なお、令和元年度末の不燃領域率は61.2%となり、昨年度末より約1.0%上昇した。

(2) 不燃化推進特定整備事業は令和2年度終了予定であるが、目標の不燃領域率70%の達成は難しい状況にある。このようななか、今年度改定作業中の東京都防災都市づくり推進計画の基本方針で5年延長が示された。これにより令和3年度以降の事業延長について、東京都及び市内調整を行っていく。

表2 不燃化推進特定整備事業の実績等

地区名 (地区面積)	令和元年度実績※1		令和2年度予定		別紙位置図
	老朽建築物除却助成額 (千円)	不燃化建替え助成額 (千円)※2	老朽建築物除却助成額 (千円)	不燃化建替え助成額 (千円)※2	
①足立区 中南部一帯 地区 (645.4ha)	275件 (155件) 436,252 (234,421)	15件 (12件) 35,746 (25,892)	300件 480,000	8件 17,600	(1)
②西新井駅 西口周辺 地区 (54.8ha)	23件 (16件) 35,749 (24,374)	18件 (10件) 42,446 (25,353)	23件 36,800	4件 8,800	(2)
合計	298件 (171件) 472,001 (258,795)	33件 (22件) 78,192 (51,245)	323件 516,800	12件 26,400	

※1 下段の( )は前年度の実績

※2 不燃化建替え助成：老朽建築物を除却し、燃えにくい建物に建替える際の除却費と設計・監理費の一部を助成

3 都市防災不燃化促進事業（別紙参照 P 5 1）

表 3 の 3 路線 6 地区において、都市計画道路沿道 3 0 m 区域内での不燃建築物の新築に伴う工事費の一部を助成することで、避難路周辺の不燃化を促進し、「燃え広がらないまち」の実現を目指している。

本年度から補助第 2 6 1 号線西竹の塚地区を新たに事業導入した。また、補助第 1 3 6 号線扇・本木地区は昨年度事業終了であったが、事業延伸手続きを行い、今年度も引き続き事業を継続する。

表 3 各地区の令和元年度末の不燃化率

路線	地区及び別紙位置図	不燃化率 (%) ※
補助 第 136 号線	ア 扇・本木	58.6 (+0.5)
	イ 関原・梅田	58.9 (+0.4)
補助 第 138 号線	ウ 興野・本木	48.8 (+0.6)
	エ 西新井駅西口その 1 工区	50.0 (+0.8)
	オ 西新井駅西口その 2 工区	43.2 (+3.9)
補助 第 261 号線	カ 西竹の塚	29.2 ( - )

※ 不燃化率：建築物の燃えにくさを示す指標 ( )は前年度比

表 4 都市防災不燃化促進事業の実績等

令和元年度実績※1		令和 2 年度予定	
老朽建築物除却 助成額(千円)	不燃建築助成 額(千円)※2	老朽建築物除却 助成額(千円)	不燃建築助成 額(千円)※2
3 件 (5 件)	6 件 (3 件)	6 件	7 件
4,669 (8,073)	26,226 (7,058)	10,100	28,423

※ 1 下段の ( )は昨年度の実績

※ 2 不燃建築助成：燃えにくい建物を建築する際の建築費の一部を助成

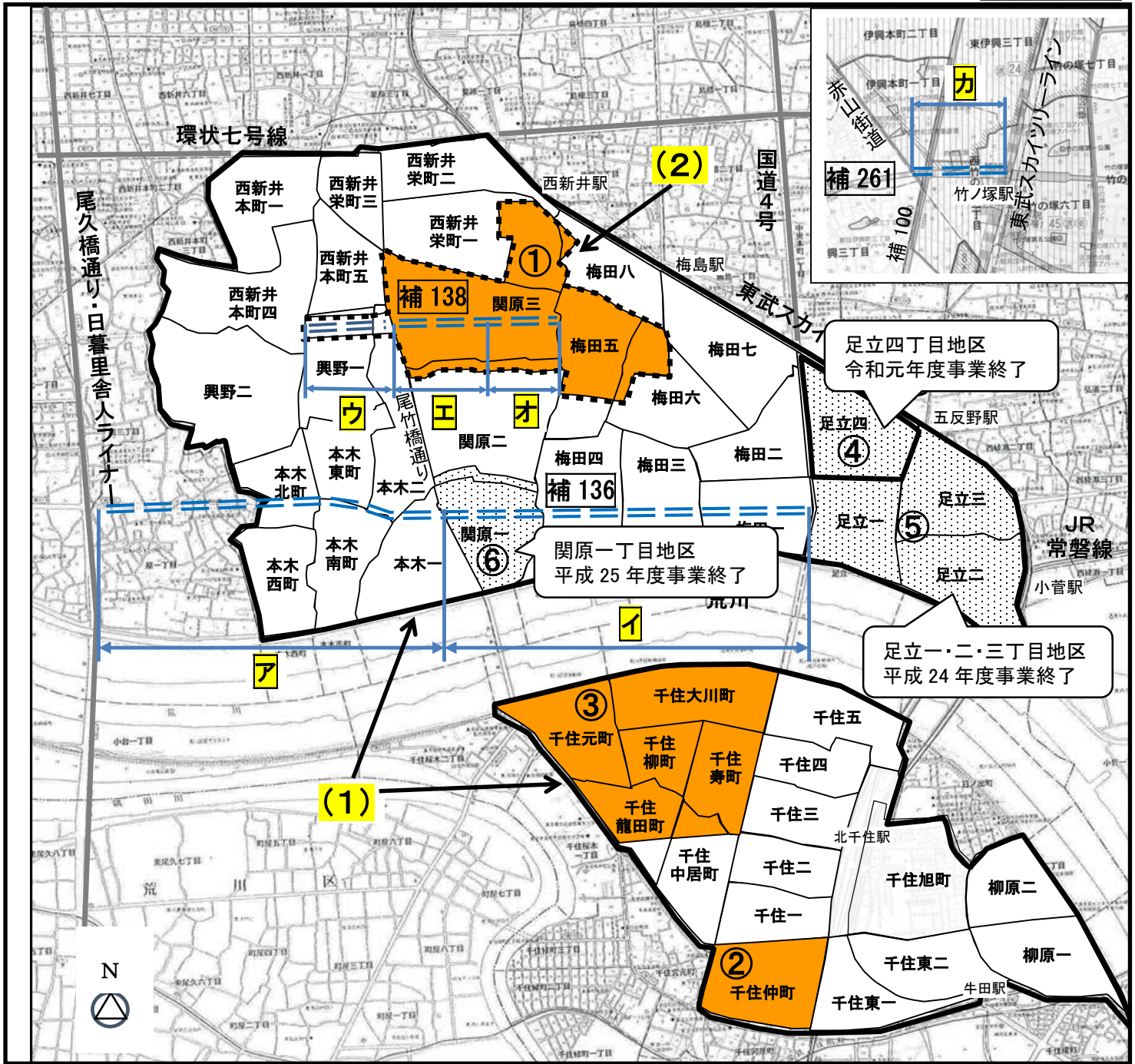
問 題 点  
今後の方針

密集市街地整備事業等により不燃化を促進させることで、不燃領域率の向上を着実に進める。



# 密集市街地における防災まちづくりの位置図

別紙



(凡例)

1	密集市街地整備事業	
	<p>(実施)</p> <p>① 西新井駅西口周辺地区</p> <p>② 千住仲町地区</p> <p>③ 千住西部地区</p>	<p>(終了)</p> <p>④ 足立四丁目</p> <p>⑤ 足立一、二、三丁目</p> <p>⑥ 関原一丁目</p>
2		(1) 足立区中南部一帯地区 不燃化特区
		(2) 西新井駅西口周辺地区 不燃化特区
3		都市防災不燃化促進事業
		ア 扇・本木地区
		イ 関原・梅田地区
		ウ 興野・本木地区
		エ 西新井駅西口その1工区地区
オ 西新井駅西口その2工区地区		
カ 西竹の塚地区		



# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	第3次緑の基本計画の改定について																								
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課																								
内 容	<p>「第3次足立区緑の基本計画」改定作業の進捗状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 第三次足立区緑の基本計画</p> <p>(1) 緑の基本計画 市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画（都市緑地法第四条）</p> <p>(2) 足立区緑の基本計画 区では、第一次及び第二次足立区緑の基本計画を策定し緑地の保全や緑化の推進を図ってきた。上位計画である基本計画や都市計画マスタープランが改定されたことを受け、緑の基本計画についても改定作業を進めている。</p> <p>2 改定作業の体制 庁内での検討に加え、学識経験者、公募による区民、区議会議員等で構成する足立区緑の基本計画改定審議会を設置し、計画案を審議している。令和元年9月までは、「ひとづくり」と「まちづくり」の2つの部会を設け、テーマに沿った審議を行った。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD     A[足立区緑の基本計画改定審議会] --&gt; B[緑を育むひと・暮らし部会]     A --&gt; C[緑を創り守るまちづくり部会]             </pre> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>審議会委員等の構成</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 70%;">委員</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">学識経験者</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>区議会議員</td> <td style="text-align: right;">5名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>区民団体等代表</td> <td style="text-align: right;">6名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>公募による区民</td> <td style="text-align: right;">3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>東京都等</td> <td style="text-align: right;">2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>幹事</td> <td>庁内関連所管部長級</td> <td style="text-align: right;">9名</td> </tr> </table> </div>		委員	学識経験者	3名			区議会議員	5名			区民団体等代表	6名			公募による区民	3名			東京都等	2名		幹事	庁内関連所管部長級	9名
	委員	学識経験者	3名																						
		区議会議員	5名																						
		区民団体等代表	6名																						
		公募による区民	3名																						
		東京都等	2名																						
	幹事	庁内関連所管部長級	9名																						

### 3 審議会等の開催状況

実施時期	実施内容
平成 30 年 11 月	第 1 回足立区緑の基本計画改定審議会 ・現行計画の達成状況と課題説明
平成 31 年 1 月	第 1 回緑を創り守るまちづくり部会 ・足立区の緑の現状を踏まえた課題整理
2 月	第 1 回緑を育むひと・暮らし部会 ・足立区の緑の現状を踏まえた課題整理
3 月	第 2 回足立区緑の基本計画改定審議会 ・課題のまとめ、江戸川区街路樹管理方法の紹介
4 月	第 2 回緑を育むひと・暮らし部会 第 2 回緑を創り守るまちづくり部会 ・計画の目指すべき姿を検討
令和 元年 7 月	第 3 回緑の基本計画改定審議会 ・計画の構成（目標、施策、取組の方向）等検討
8 月	第 3 回緑を創り守るまちづくり部会 ・目指すべき姿を実現する具体的な取組みの検討
9 月	第 3 回緑を育むひと・暮らし部会 ・目指すべき姿を実現する具体的な取組みの検討
10 月	第 4 回足立区緑の基本計画改定審議会 ・具体的な取組みを施策ごとに整理
12 月	第 5 回足立区緑の基本計画改定審議会 ・計画の素案、計画の進行管理体制の検討
令和 2 年 3 月	修正した素案を委員に郵送し意見を収集 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため予定していた第 6 回審議会を中止とした。

#### 4 足立区緑の基本計画（案）の骨子

別紙参照（第 5 回足立区緑の基本計画改定審議会資料） P 5 4

#### 5 今後の予定

実施時期	実施内容
令和 2 年 6 月	資料を委員に郵送し、意見を収集
7 月	第 6 回足立区緑の基本計画審議会 計画（案）の答申
9 月	パブリックコメント
10 月	意見に対する区の考え方公表 足立区緑の基本計画改定

問題点  
今後の方針

審議会やパブリックコメントによる意見を基に改定作業を進めていく。

足立区  
基本構想  
基本計画

## 「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」

将来像  
4つの視点

ひと

暮らし

まち

行財政

現状と課題

### 区民の意識と活動

- ・緑に関する苦情（主に落ち葉）が多い
- ・個人で花植え活動等をやってみたい区民は多い
- ・自主管理公園の数は増加傾向だが、構成員が高齢化し、若い世代の参加が進んでいない
- ・活動したい人の思いにかなった活動の場・機会がない
- ・事業は多様化しているが、各事業の繋がりや相乗効果が見られない

### 民有地（宅地、樹林地、農地）

- ・緑化完了書の提出割合が約5割で、緑化の実態が不明
- ・樹林地は所有者の負担（維持管理、税など）が大きく、8年間で約4haが消失
- ・農地は収益性、相続税負担等を背景に30年間で1/4に減少

### 公有地（公園、道路、河川・水路、公共施設）

- ・区全体で見ると公園面積はほぼ充足（公園率6.1%、4.7㎡/人）しているが、地域により配置に偏りがある
- ・施設の老朽化により、大規模改修が必要な公園の増加
- ・道路の緑は、安全面の確保と良好な景観形成の両立ができていない
- ・四方を河川に囲まれ、親水性のある緑道が多数存在
- ・公共施設は樹木を育成する場として重要な役割を担う

方向性

- ・緑ある環境や暮らしへの共感の醸成
- ・楽しく、気軽に活動に参加できる機会の創出
- ・経験によりステップアップできる仕組みや活動の場・交流の場づくり
- ・各事業の連携を促進

- ・まちの魅力となる、確実な緑化の推進
- ・樹林地の維持管理支援の推進
- ・樹林地・農地への、地域の理解や愛着心を育成
- ・法制度の活用、様々な主体との連携による樹林地・農地の保全および活用支援

- ・公園の適切な配置
- ・計画的で効率的な改修により、既存の公園を再生・活性化
- ・街路樹の実態を把握し、今後のあり方を方針化
- ・道路や親水緑道を「歩きたくなる道」として管理・活用
- ・既存の公共施設の緑を可能な限り保全し、適切に維持・活用

目指す  
べき姿

## 水と緑を誇れるまち あだち ～識る・護る・活かす・繋ぐ～

識る：区内の水と緑のある場所や「緑の効果」を認識する / 護る：貴重な水と緑がある環境を、まもる / 活かす：水と緑のある場所をまちの魅力として活用する / 繋ぐ：水と緑が人を、地域を、繋ぐ

計画  
目標

### 【計画目標1】

#### 緑を育むために自ら行動し活動するひとを増やす

##### 施策1 緑を育むひとを増やす

- (1) 緑と関わる入り口づくり
- (2) 『緑の効果』の普及啓発
- (3) 子どもと緑とのふれあいの推進

##### 施策2 緑を育むひとの活動を広げ、つなぐ

- (1) 緑を育む協創事業の展開
- (2) 「緑を育むひと」の活動を活発化させる仕組みづくり

緑を育むひと  
のステップ

- ステップ4 自ら行動し活動を広げる
- ステップ3 まちの緑豊かな景観形成に携わる
- ステップ2 自ら緑を育み、緑に関する知識を高める
- ステップ1 緑のある環境を好む
- ステップ0 緑に興味・関心がない緑に対して否定的

ひとの活動  
拠点となる  
質の高い緑

### 【計画目標2】

#### 魅力のある緑を実感できるまちづくりの推進

##### < I 骨格となる緑 >

##### 施策 I-1 骨格となる水と緑の見える化

- (1) 【全域】水と緑の資源の見える化
- (2) 【道路】快適な歩行空間を形成する街路樹の育成
- (3) 【水辺】貴重な水辺空間の保全と活用

##### 施策 I-2 区民が誇れる「歩きたくなる」まちづくりの推進

- (1) 花と緑と水の「さんぽ道（仮）」の普及
- (2) まちづくりと連携した水と緑の拠点づくり

##### < II 身近な緑 >

##### 施策 II-1 民有地の緑の充実

- (1) 建築行為に伴う緑地の確保と魅力向上
- (2) 小さな緑化の推進
- (3) 適切な維持管理の支援

##### 施策 II-3 公園の魅力向上と持続可能な管理

- (1) 公園の利用向上に向けた仕組み作り
- (2) 目的に合わせて選べる公園の適切な配置
- (3) 計画的で効率的な公園改修
- (4) 公園を快適に利用するための維持管理の推進

##### 施策 II-2 樹林地・農地の保全と活用

- (1) 大木・樹林を地域で守り育てる仕組みづくりの推進
- (2) 農地の保全・活用の推進

##### 施策 II-4 公共施設の効果的な緑化と保全

- (1) 施設の特徴に合わせた効果的な緑化の推進
- (2) 貴重な大木の保全

推進  
管理体制

#### ○推進体制

- ・緑に関わる活動の担い手となる様々な主体、専門家、区の関係部署等により構成する「（仮称）足立区緑の基本計画推進会議」を設置
- ・国、東京都など関係機関とも密に連携

#### ○進行管理

- ・P D C Aサイクルに基き、年度ごとに施策・取組みの進捗状況や実績を確認
- ・計画期間の中間時点（令和5年度）に中間検証を行い、必要に応じて計画の見直しを実施

第三次足立区緑の基本計画

# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	パークイノベーションの取組み状況について																																	
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課 パークイノベーション担当課 公園管理課																																	
内容	<p>老朽化した公園を特色や個性のある公園に改修し、公園を魅力的にする「足立区パークイノベーション推進計画」の進捗状況について以下のとおり報告する。</p> <p>1 パークイノベーションによる公園改修</p> <p>これまで、3つのモデル地域（青井駅周辺地域、竹ノ塚駅南東地域、舎人駅周辺地域）を中心にパークイノベーションの公園改修を進めている。</p> <p>今後は、エリアデザインによるまちづくり計画が進んでいる江北エリアや北綾瀬エリア、足立区バリアフリー推進計画の重点整備地区である区役所周辺地区などを優先して改修を進めていく（別紙1参照 P61）。</p> <p>（1）令和元年度の改修結果</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 平成30年度～令和元年度工事 工事費合計 262,337,400円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">番号</th> <th style="width: 30%;">公園名 (所在)</th> <th style="width: 15%;">面積 工事費</th> <th style="width: 30%;">選定理由等</th> <th style="width: 10%;">案内図 ※1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>江北平成公園 (江北4-16-1)</td> <td>15,296.69 m<sup>2</sup> 24,040,800円</td> <td>江北エリアデザイン 水遊び施設設置</td> <td style="text-align: center;">①</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>しょうぶ沼公園 (第一期工事) (谷中2-4-1)</td> <td>28,062.00 m<sup>2</sup> 88,793,280円</td> <td>北綾瀬エリアデザイン</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>舎人いきいき公園 (舎人6-3-1)</td> <td>6,797.16 m<sup>2</sup> 53,383,320円</td> <td>モデル地域(舎人) トイレ建替</td> <td style="text-align: center;">③</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>舎人町公園 (舎人6-8-17)</td> <td>2,599.12 m<sup>2</sup> (※2)</td> <td>モデル地域(舎人) トイレ廃止</td> <td style="text-align: center;">④</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>佐野いこいの森緑地 (第一期工事) (佐野1-31)</td> <td>6,652.16 m<sup>2</sup> 96,120,000円</td> <td>区画整理(佐野)</td> <td style="text-align: center;">⑤</td> </tr> </tbody> </table>				番号	公園名 (所在)	面積 工事費	選定理由等	案内図 ※1	1	江北平成公園 (江北4-16-1)	15,296.69 m <sup>2</sup> 24,040,800円	江北エリアデザイン 水遊び施設設置	①	2	しょうぶ沼公園 (第一期工事) (谷中2-4-1)	28,062.00 m <sup>2</sup> 88,793,280円	北綾瀬エリアデザイン	②	3	舎人いきいき公園 (舎人6-3-1)	6,797.16 m <sup>2</sup> 53,383,320円	モデル地域(舎人) トイレ建替	③	4	舎人町公園 (舎人6-8-17)	2,599.12 m <sup>2</sup> (※2)	モデル地域(舎人) トイレ廃止	④	5	佐野いこいの森緑地 (第一期工事) (佐野1-31)	6,652.16 m <sup>2</sup> 96,120,000円	区画整理(佐野)	⑤
番号	公園名 (所在)	面積 工事費	選定理由等	案内図 ※1																														
1	江北平成公園 (江北4-16-1)	15,296.69 m <sup>2</sup> 24,040,800円	江北エリアデザイン 水遊び施設設置	①																														
2	しょうぶ沼公園 (第一期工事) (谷中2-4-1)	28,062.00 m <sup>2</sup> 88,793,280円	北綾瀬エリアデザイン	②																														
3	舎人いきいき公園 (舎人6-3-1)	6,797.16 m <sup>2</sup> 53,383,320円	モデル地域(舎人) トイレ建替	③																														
4	舎人町公園 (舎人6-8-17)	2,599.12 m <sup>2</sup> (※2)	モデル地域(舎人) トイレ廃止	④																														
5	佐野いこいの森緑地 (第一期工事) (佐野1-31)	6,652.16 m <sup>2</sup> 96,120,000円	区画整理(佐野)	⑤																														



- ※1 別紙1の案内図の番号 P 6 1
- ※2 舎人いきいき公園の工事費に含まれる

イ 令和元年度工事

工事費合計 86,989,100 円

番号	公園名 (所在)	面積	選定理由等	案内図 ※3
		工事費		
1	【新設】島根みどり公園 (島根 4-11-21)	1,213.01 m <sup>2</sup>	島根四丁目地区 地区計画	⑥
		46,322,100 円		
2	ベルモント公園 (梅島 1-33-7、梅島 2-17-2)	12,966.26 m <sup>2</sup>	バリアフリー重点整備地区 (区役所周辺地区)	⑦
		40,667,000 円		
3	梅島公園 (梅田 7-20-9)	4,349.14 m <sup>2</sup>	バリアフリー重点整備地区 (区役所周辺地区)	⑧
		(※4)		

- ※3 別紙1の案内図の番号 P 6 1
- ※4 ベルモント公園の工事費に含まれる

(2) 令和2年度 of 取組み予定

ア 令和元年度～2年度工事

工事費合計 297,853,600 円 (予定)

番号	公園名 (所在)	面積	選定理由等	案内図 ※5
		工事費		
1	しょうぶ沼公園 (第二期工事) (谷中 2-4-1)	28,062.00 m <sup>2</sup>	北綾瀬エリアデザイン トイレ建替	②
		138,353,600 円		
2	舎人七号公園 (入谷 2-8-1)	5,105.62 m <sup>2</sup>	モデル地域 (舎人)	⑨
		87,450,000 円		
3	舎人十二号公園 (入谷 5-12-1)	4,438.32 m <sup>2</sup>	モデル地域 (舎人)	⑩
		(※6)		
4	入谷中郷公園 (入谷 1-28-1)	4,114.24 m <sup>2</sup>	モデル地域 (舎人) トイレ建替	⑪
		(※6)		
5	梅島二丁目児童遊園 (梅島 2-19-19)	1,005.62 m <sup>2</sup>	バリアフリー重点整備地区 (区役所周辺地区) トイレ廃止	⑫
		72,050,000 円		
6	梅島二丁目第二児童 遊園(梅島 2-19-19)	357.10 m <sup>2</sup>	バリアフリー重点整備地区 (区役所周辺地区)	⑬
		(※7)		

7	梅田公園 (梅田 6-26-1)	1,669.86 m <sup>2</sup>	ボール遊びコーナー の適正配置	⑭
		(※7)		

- ※5 別紙1の案内図の番号 P 6 1  
 ※6 舎人七号公園の工事費に含まれる  
 ※7 梅島二丁目児童遊園の工事費に含まれる

イ 令和2年度工事 予算額 161,000,000 円 (予定)

番号	公園名 (所在)	面積	選定理由等	案内図 ※8
		工事費		
1	青井ふれあい公園 (青井 1-3-1)	5,825.42 m <sup>2</sup>	バリアフリー重点整備地区 (区役所周辺地区)	⑮
2	花畑東部区画十二号 公園(南花畑 3-1-4)	3,124.20 m <sup>2</sup>	トイレ適正配置	⑯
3	東伊興地区計画3号 公園【新設】 (伊興本町 2-13-3)	2,112.23 m <sup>2</sup>	東伊興地区地区計画	⑰

- ※8 別紙1の案内図の番号 P 6 1

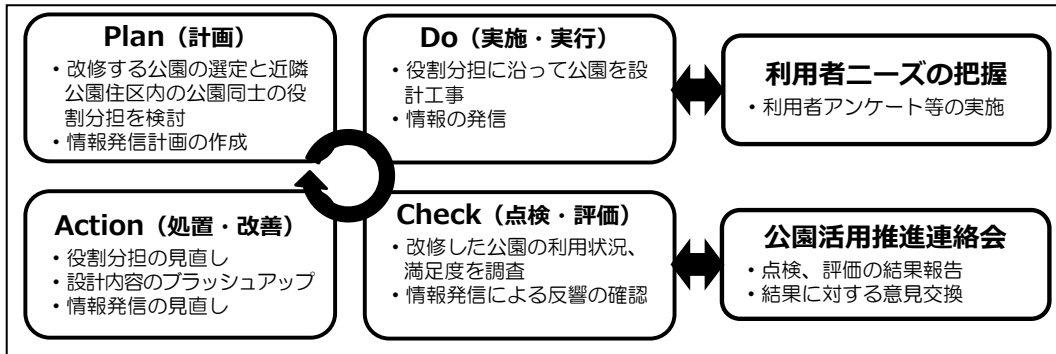
ウ 令和2年度～3年度工事 予算額 384,000,000 円 (予定)

番号	公園名 (所在)	面積	選定理由等	案内図 ※9
		工事費		
1	上沼田第六公園 (江北 4-8-12)	4,438.40 m <sup>2</sup>	江北エリアデザイン	⑱
2	綾南公園 (綾瀬 2-4-10)	2,451.00 m <sup>2</sup>	ボール遊びコーナー の適正配置	⑲
3	北野公園 (綾瀬 2-15-4)	971.00 m <sup>2</sup>	ボール遊びコーナー の適正配置	⑳
4	平野地区計画3号公園 【新設】(平野 3-4)	約 1,400 m <sup>2</sup>	平野・東六月町地区 地区計画	㉑

- ※9 別紙1の案内図の番号 P 6 1

- 2 パークイノベーション推進計画の進行管理  
 パークイノベーション推進計画を、単年度ごとにPDCAサイクルによりチェックし、今後の改善に反映させている。

(1) 計画の進行管理



(2) 公園改修後の利用者調査結果

公園改修後に利用者アンケート調査を行った。

【アンケート調査結果】

項目	平成 29 年度 (7 か所)	平成 30 年度 (7 か所)	令和元年度 (3 か所)
よい公園になったと思うか	90.2%	82.0%	81.4%
これからもこの公園を利用したいか	93.9%	91.0%	97.1%
パークイノベーションの 取組みはよい	74.9%	89.0%	84.3%

(3) 公園活用推進連絡会

パークイノベーションの公園改修について、区民団体、学識経験者、庁内委員など、様々な公園利用者層や専門的な立場からご意見を伺い、子どもからお年寄りまで、だれもが自分に合った過ごし方が選択できるような魅力ある公園づくりを進めている。

3 3つのモデル地域の検証

足立区の公園は、地域によって整備状況が異なるため、公園の配置状況が異なる3か所（青井駅周辺地域、竹ノ塚駅南東地域、舎人駅周辺地域）をモデル地域に選定し、各地域に適した整備手法を検証した（別紙2参照 P 62～66）。

番号	地域	地域の特徴	展開方針
1	青井駅周辺地域	面積の大きな公園が少なく、小さな公園が多数ある地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つひとつの公園を特色や個性のある公園に改修する</li> <li>公園ごとに児童向けの公園、幼児向けの公園など、特色づけを行い、だれもが安全に公園を利用できる環境を整える</li> <li>周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する</li> </ul>
2	竹ノ塚駅南東地域	大・小の公園がバランスよく配置されている地域	<p><u>核となる規模が大きい「にぎわいの公園」の役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する</li> <li>ボール遊びコーナーやウォーキングコースなど、広範囲から利用者が集まる施設を整備する</li> </ul> <p><u>規模が小さい「やすらぎの公園」の役割</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する</li> </ul>
3	舎人駅周辺地域	区画整理でつくられた大きな公園が多く、草地広場の公園が点在している地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する</li> <li>核となる公園には、利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する</li> <li>周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する</li> <li>立地条件や周辺の公園との役割分担、地域の方の意見を聞きながら特色のある遊具を設置する</li> </ul>



(検証結果)

今後、モデル地域と公園の配置状況が同じ地域で、検証した展開方針に基づき、区内全域で改修を進めていく。

4 その他の取組み

(1) 公園灯のLED化（工事費約3,600万円）

379灯（68公園）のLED化を実施し、LED化率は約94%となった。令和2年度末までにLED化率100%を達成する見込みである。



(2) トイレの洋便器化（工事費約2,800万円）

37棟のトイレに洋便器を設置し、洋便器のある公園の割合は、約80%となった。今後も年間約20か所のトイレの洋便器化を進めるとともに、だれでもトイレへの建替えなど、利用しやすい公園トイレづくりを目指す。

(3) 「あだちトイレアートProject」の実施

明るく利用しやすいトイレづくりを進めるため、16棟のトイレの外壁塗装を実施した。

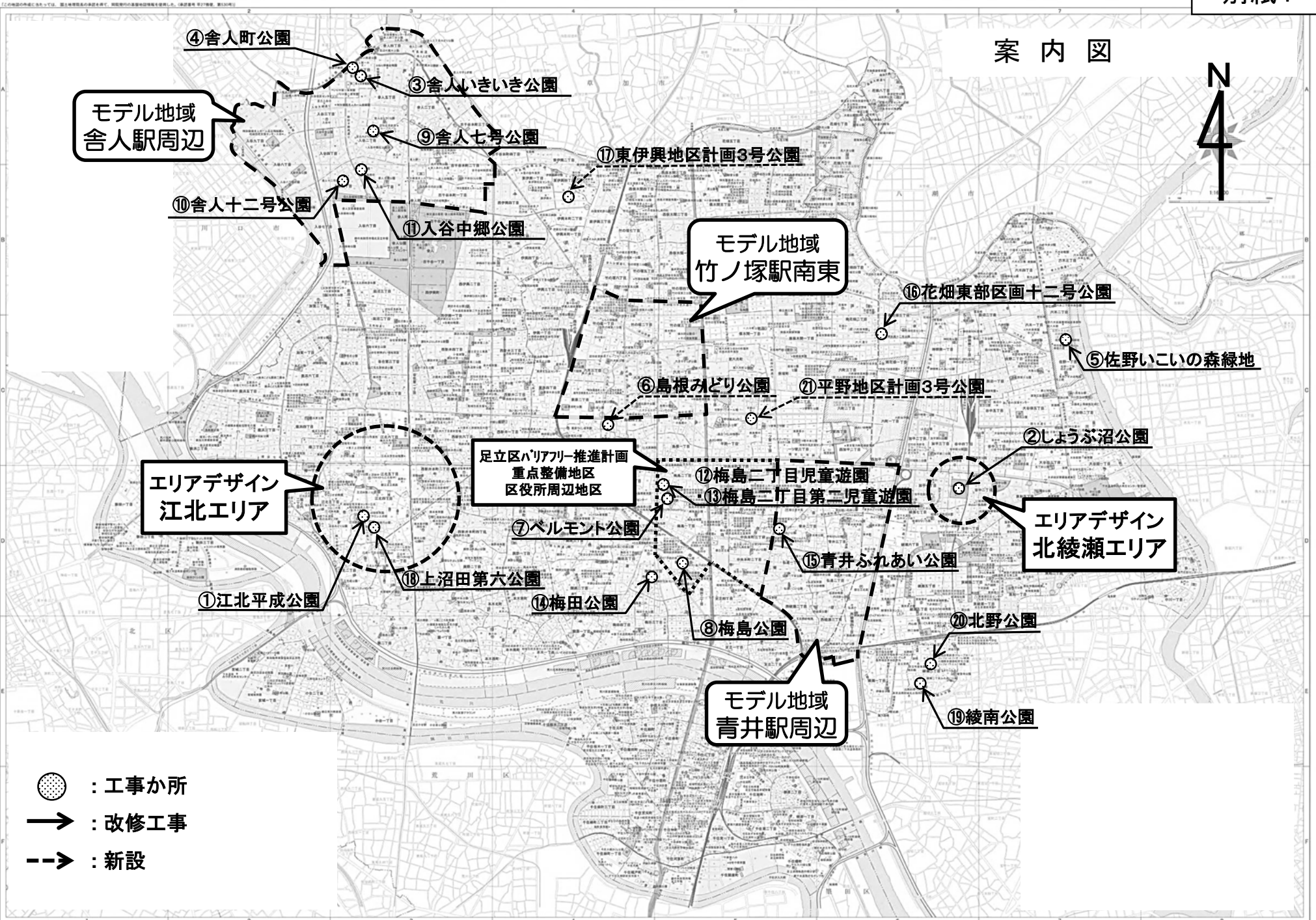


潤徳女子高等学校と連携したトイレ塗装  
千住中居町公園

問題点  
今後の方針

今後進める公園の改修やトイレ等の改修・新設・廃止にあたっては、利用者や地域住民の皆様の意見を聞きながら進めていく。

案内図



モデル地域  
舎人駅周辺

モデル地域  
竹ノ塚駅南東

エリアデザイン  
江北エリア

足立区バリアフリー推進計画  
重点整備地区  
区役所周辺地区

エリアデザイン  
北綾瀬エリア

モデル地域  
青井駅周辺

- : 工事か所
- : 改修工事
- - -> : 新設



## 1 目的

少子高齢社会の到来、区民の生活スタイルの多様化などに伴い、公園に対する多様なニーズが生じてきたことを背景に、維持管理費の効率的運用を考慮しつつも、区民とともに公園の個性や魅力をつくり、質を高めていくことが求められている。

足立区の公園は、地域によって整備状況が異なるため、地域特性に応じた取組みを進めていく必要がある。このため、特性の異なる3つのモデル地域を選定し、各地域に適した手法を検討する。



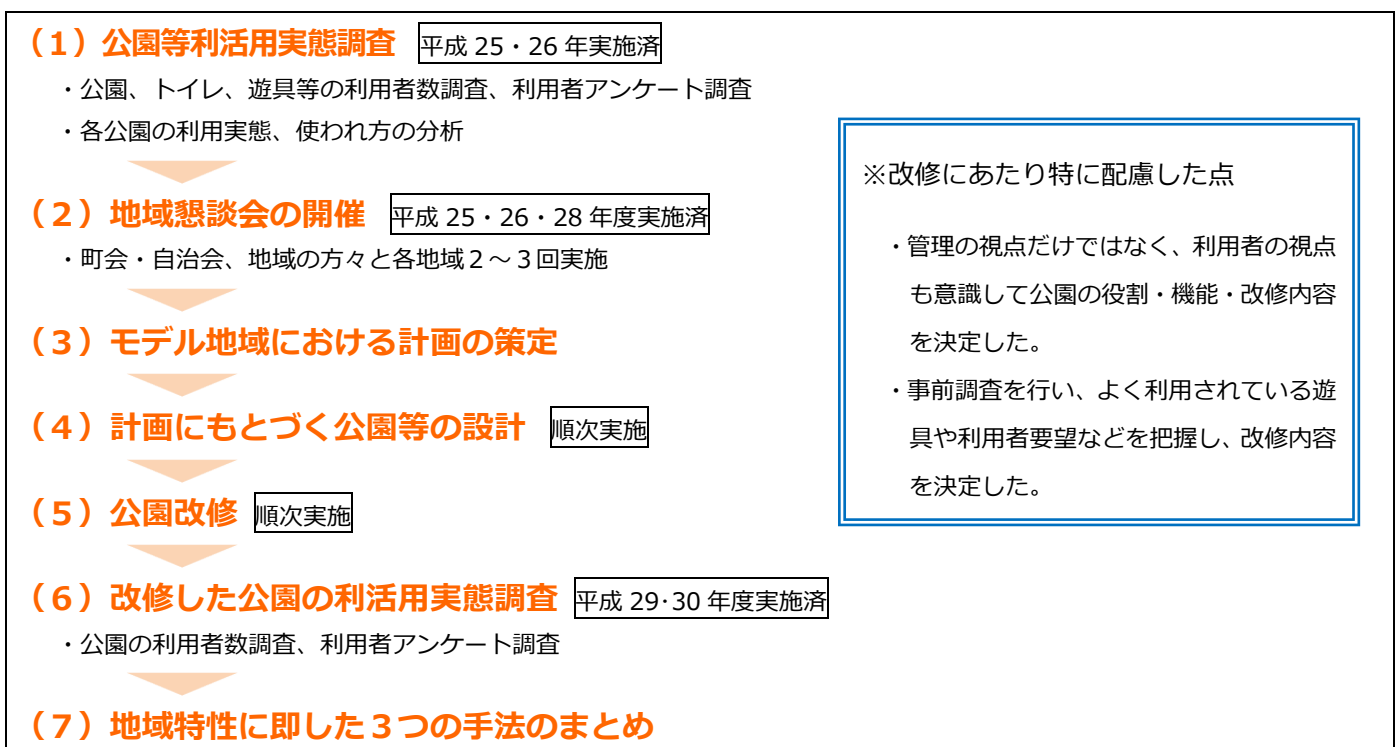
## 2 3つのモデル地域

公園の配置状況など特徴が異なる3か所（青井駅周辺地域、竹ノ塚駅南東地域、舎人駅周辺地域）をモデル地域に設定した。

モデル地域	特徴	改修後の目標とする姿
青井駅周辺地域	面積の大きな公園が少なく小さな公園が多数ある地域	複数の公園で役割分担しながら公園間のネットワークを形成する
竹ノ塚駅南東地域	大・小の公園がバランスよく配置されている地域	規模が大きい公園を核となる「にぎわいの公園」、その周辺の小規模な公園を「やすらぎの公園」として、機能分担を図る
舎人駅周辺地域	区画整理でつくられた大きな公園が多く、草地広場の公園が点在している地域	公園の整備レベルにばらつきがあるため、複数の公園をグループ化し、各々のグループの中に公園機能をバランスよく配置する

## 3 モデル地域における取組みの流れ

利活用実態調査、地域懇談会を踏まえて作成した計画に基づき、地域毎に改修工事を行った。改修工事後に利用状況調査等を実施し、改修工事の成果や今後の活用方針について検証する。



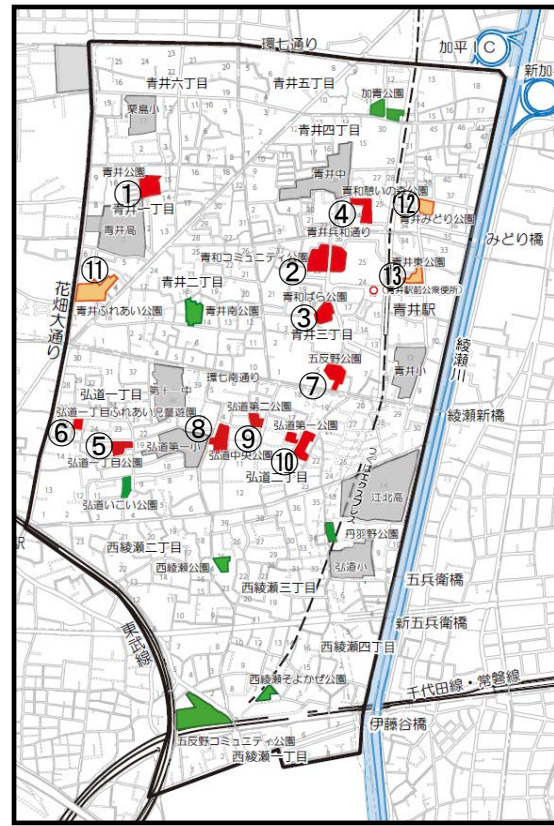
## 4 改修工事の実施状況

### (1) 改修する公園の選定基準

- ア 複数の施設や大規模な工事が必要な公園
- イ トイレの統廃合など、施設の適正配置が必要な公園

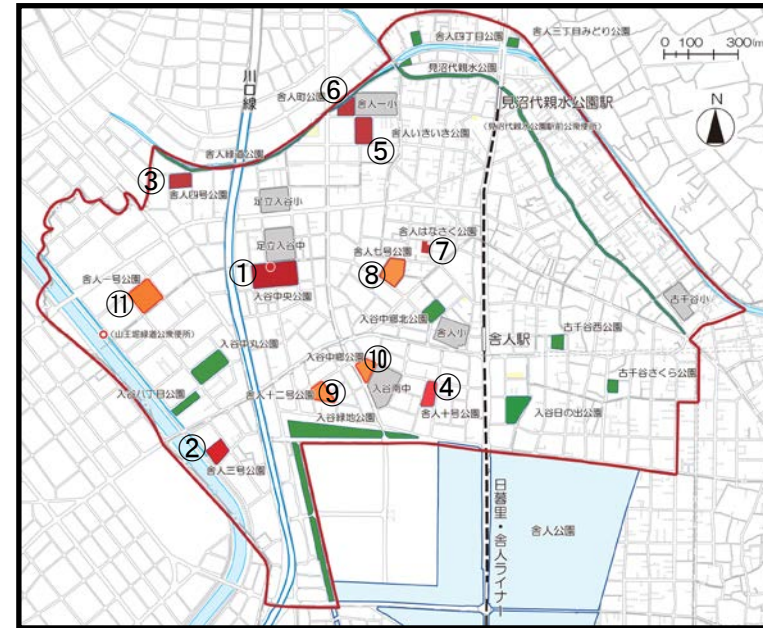
### (2) 3か所のモデル地域の進捗状況

#### ア 青井駅周辺地域（地域内の公園数：20か所）

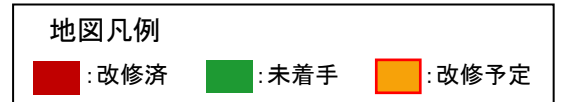


地域内の公園のうち、改修を進める公園数	13か所
2019年度までに改修済みの公園数 10か所	① 青井公園 ② 青和コミュニティ公園 ③ 青和ばら公園 ④ 青和憩いの森公園 ⑤ 弘道一丁目公園 ⑥ 弘道一丁目ふれあい児童遊園 ⑦ 五反野公園 ⑧ 弘道中央公園 ⑨ 弘道第二公園 ⑩ 弘道第一公園
2020-2024改修予定 3か所	⑪ 青井ふれあい公園 ⑫ 青井みどり公園 ⑬ 青井東公園

#### ウ 舎人駅周辺地域（地域内の公園数：22か所）



地域内の公園のうち、改修を進める公園数	11か所
2019年度までに改修済みの公園数 10か所	① 入谷中央公園 ② 舎人三号公園 ③ 舎人四号公園 ④ 舎人十号公園 ⑤ 舎人いきいき公園 ⑥ 舎人町公園 ⑦ 舎人はなさく公園
2020-2024改修予定 4か所	⑧ 舎人七号公園 ⑨ 舎人十二号公園 ⑩ 入谷中郷公園 ⑪ 舎人一号公園



#### イ 竹ノ塚駅南東地域（地域内の公園数：16か所）



地域内の公園のうち、改修を進める公園数	9か所
2019年度までに改修済みの公園数 7か所	① 島根公園 ② 島根北逗子公園 ③ 島六ふれあい公園 ④ 竹の塚第八公園 ⑤ 保木間公園 ⑥ 六月一丁目公園 ⑦ 六月やすらぎ公園
2020-2024改修予定 2か所	⑧ 栗六公園 ⑨ 六月町公園



平成 28 年度改修公園 4 か所、平成 29 年度改修公園 3 か所の計 7 か所で利用者数調査とヒアリング調査を行い、青井モデルにおける成果を検証した。

## 1 改修工事後の利用者の状況

### ■利用者の状況

(1) 複数の公園で役割分担しながらネットワークを形成すること

- 小学生は仲間ごとにエリア内の複数の公園を移動しながら遊んでいた(弘道中央公園、弘道第二公園、青和コミュニティ公園)。
- 小さな子どもが遊べる幼児コーナーができたおかげで、安全に遊べるようになったと喜ぶ親子連れの意見の一方で、鉄棒とシーソーがなくなって困ったという意見もあった。(青和コミュニティ公園)。

### ■ヒアリング結果

- 子どもたちは、コンクリートすべり台や高鬼遊びをするときには、弘道第二・弘道中央公園、ボール遊びやブランコ遊びをするときには五反野公園に来るなど、遊び方によって利用する公園を選んでいることが分かった。【弘道第一小の約 20 名にヒアリング】
- 幼児コーナーができて「安心して公園で遊べるようになった」と親子連れの利用者の満足度が上がった。【アンケートのうち 10 件中 9 件が良くなったと回答】

(2) 3 か所のモデル地域に共通すること(既存の遊具・施設を活かした公園づくり、トイレの適正配置、バリアフリーなど)

- (既存の遊具・施設を活かした公園づくり)**
- 事前の利用状況調査の結果から残した丘や景石、コンクリート滑り台で、子どもたちは高鬼遊びや蟻地獄遊びなど、自由な発想で遊んでいた(弘道中央公園、弘道第二公園)。
  - 利用している子どもたちは、公園の特色を捉え、弘道中央公園を「山公」、弘道第二公園を「ピン公」と愛称名で呼んでいた。
- (公園施設の適正配置)**
- ボール遊びコーナーは、小学校のクラス単位で集まるなど非常に人気があり、広範囲から自転車で遊びに来ていた(五反野公園、青井公園)。
  - トイレを廃止した公園で、親子連れや高齢者に意見を聞いたところ、見通しが良くなり公園が明るくなった、ゴミが減ったという意見があった(青和憩いの森公園、弘道第二公園)。
- (バリアフリー)**
- 散歩を日課にしている高齢者から、出入口や園路がバリアフリー化され利用しやすくなり、散歩途中にいろいろな公園に立ち寄るようになったという意見があった(弘道第二公園)。

- (既存の遊具・施設を活かした公園づくり)**
- 既存の複合遊具から連続する丘に、すべり台を設置したことで、回遊性が生まれ、自由意見ですべり台が楽しいと意見がもらえるなど公園の人気が高まった。【アンケートのうち 51 件中 14 件】
- (公園施設の適正配置)**
- 五反野公園のボール遊びコーナーを利用している小学生にヒアリングしたところ、弘道第一小学校と青井小学校の児童が利用していた。このことからボール遊びコーナーは、学区を越えて来ていることが分かった。【小学生 30 名にヒアリング】
  - トイレを廃止した青和憩いの森公園と弘道第二公園の公園利用者にヒアリングをした結果、95%の方が良い公園になったと回答した。【アンケートのうち 74 件中 70 件】
- (バリアフリー)**
- 障がい者と介助者へのヒアリングで、段差がなくなって安心して公園を利用できると回答がもらえた。

## 2 検証結果

### ■検証結果

- 複数の公園でネットワークを形成するために必要なこと**
- 一つひとつの公園を特色や個性のある公園に改修する
  - 公園ごとに児童向けの公園、幼児向けの公園など、特色づけを行い、だれもが安全に公園を利用できる環境を整える
  - 周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する

- 既存の遊具・施設を活かした公園づくり**
- 従来の全面改修の工事から、既存の施設を活かし、テーマを設けた改修へ転換する
  - 改修に際しては、意見を求める看板の設置や近隣の小学校へのアンケート調査を実施し、利用者の意見を聞いて設計に反映させる
- 公園施設の適正配置**
- トイレの廃止後は、見通し良く明るく整備することで、地域や利用者の安心感につなげる
  - ボール遊びコーナーは、子どもたちが自転車で遊びに行ける範囲にバランスよく配置する
- バリアフリー**
- 段差解消など公園内のバリアフリー化を行い、だれもが安心して使える公園に改修する

## 3 今後のパークイノベーションの方針

青井モデル地域

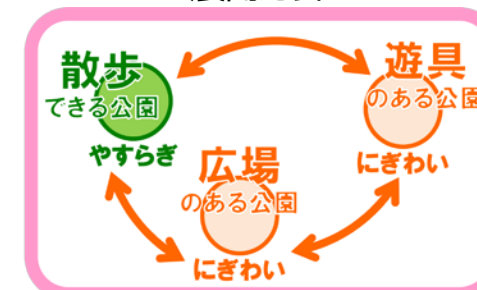
千住・扇・関原・本木地域など

面積が小さな公園が多い地域



- 近接する複数の公園で役割や機能を分担しながら、公園のネットワークを形成する。(青井モデル地域)
- 既存施設を活かした改修、トイレ・ボール遊びコーナーの適正配置を進める(区内共通)

### 展開方針



小さな公園が点在している地域の公園配置の考え方



平成 28 年度改修公園 2 か所、平成 29 年度改修公園 1 か所の計 3 か所で利用者数調査とヒアリング調査を行い、竹ノ塚モデルにおける成果を検証した。

## 1 改修工事後の利用者の状況

### ■利用者の状況

(1) 規模が大きい公園を核となる「にぎわいの公園」、その周辺の小規模な公園を「やすらぎの公園」として、機能分けすること

#### 【規模が大きい公園に関すること】

- ・ ボール遊びコーナーを整備し、フットサルゴールを設置したことで、サッカーの練習に来る小学生や休日の親子による利用が多い（保木間公園）。
- ・ 最長 500mのウォーキングコースと複数の健康遊具を設置したことで、「豊かな自然を感じながら運動できる」、「きれいに整地されて歩きやすい」と喜ぶ高齢者の意見があった（保木間公園）。

#### 【規模が小さい公園に関すること】

- ・ 島六ふれあい公園は大きい子がボール遊びをしていて危ないので、孫とこちらに遊びに来ているという高齢者の意見があった（六月一丁目公園）。

### ■ヒアリング結果

#### 【規模が大きい公園に関すること】

- ・ 小学生の「また公園に来たい理由」は、「球技・スポーツ・ボール遊びをするため」の割合が一番多かった。【アンケートのうち 130 件中 48 件】
- ・ ウォーキングコースは利用率が高く、公園全体で高齢者の利用者数が大幅に増加した。【高齢者の利用数:改修前 97 人⇒改修後 154 人(10-14 時でカウント)】

#### 【規模が小さい公園に関すること】

- ・ 公園の魅力として「静か」、「花がある」、「空いている」といった意見があり、「やすらぎの公園」として公園利用の住み分けがなされていた。【アンケートのうち 8 件中 7 件で魅力があると回答】

(2) 3 か所のモデル地域に共通すること（既存の遊具・施設を活かした公園づくり、トイレの適正配置、バリアフリーなど）

#### 【既存の遊具・施設を活かした公園づくり】

- ・ 「慣れ親しんだ遊具を使うのは良い」、「愛着のあるものを大切にしたい」など既存の遊具を活かすことは好感を持たれている（竹の塚第八公園）。

#### 【公園施設の適正配置】

- ・ 公園改修では、利用者層ごとに設置を望む遊具が異なる（保木間公園、竹の塚第八公園）。
- ・ トイレを廃止した公園では、「きれいになった」、「公園が明るくなった」という意見が多かった（六月一丁目公園）。

#### 【バリアフリー】

- ・ 石畳の段差がなくなったことで、「安心して遊ばせることができるようになった」と喜ぶ親子連れが多かった（竹の塚第八公園）。

#### 【既存の遊具・施設を活かした公園づくり】

- ・ パークイノベーションの取組みは「お金をかけずに施設を長寿命化している」と理解する意見が多かった。【アンケートのうち 34 件中 9 件】
- ・ 役割分担によって遊具を移設した公園では、遊具設置の要望が寄せられた。【アンケートのうち 139 件中 5 件】

#### 【公園施設の適正配置】

- ・ トイレを廃止した六月一丁目公園の利用者にヒアリングしたところ、「島六ふれあい公園のトイレを使っているので大丈夫」と回答をいただいた。

#### 【バリアフリー】

- ・ 竹の塚第八公園は、午前中は複数の保育園が散歩に来ており、午後は幼稚園帰りの親子連れの利用が多い。保護者からは石畳の段差がなくなり、安心して利用できると回答がもたらえた。【公園利用者 267 人のうち 183 人が親子連れ】

## 2 検証結果

### ■検証結果

#### 核となる規模が大きい「にぎわいの公園」の役割

- ① 利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する
- ② ボール遊びコーナーやウォーキングコースなど、広範囲から利用者が集まる施設を整備する

#### 規模が小さい周辺の「やすらぎの公園」の役割

- ① 人気の高い施設を全ての公園にも整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する

#### 既存の遊具・施設を活かした公園づくり

- ① 既存の施設の再生を中心とした改修を進める
- ② 親子、小学生、高齢者など、利用対象ごとに異なる特色や個性を持たせた公園に改修する

#### 施設の適正配置について

- ① トイレの廃止後は、見通し良く明るく整備することで、地域や利用者の安心感につなげる
- ② 公園遊具は、幼児向け遊具や健康遊具など、周辺の公園でバランスよく配置する

#### バリアフリー

- ① 段差解消など公園内のバリアフリー化を行い、だれもが安心して使える公園に改修する

## 3 今後のパークイノベーションの方針

### 竹ノ塚モデル地域

江北・中央本町・  
綾瀬・西新井地域など

大小の公園がバランスよく  
配置されている地域



- ・ 規模が大きい公園を核となる「にぎわいの公園」、その周辺の小規模な公園を「やすらぎの公園」として、機能を分けて配置する（竹ノ塚モデル）
- ・ 既存施設を活かした改修、トイレ、ボール遊びコーナーの適正配置を進める（区内共通）

### 展開方針



大小の公園がバランスよく配置され  
ている地域の公園配置の考え方

平成 28 年度改修公園 1 か所、平成 29 年度改修公園 3 か所、令和元年度改修公園 2 か所の計 6 か所で、利用者数調査とヒアリング調査を行い、舎人モデルにおける成果を検証した。

## 1 改修工事後の利用者の状況

### ■利用者の状況

(1) 複数の公園をグループ化し、各々のグループの中に公園機能をバランスよく配置すること

- 舎人いきいき公園にあった幼児向け遊具を、舎人町公園に移設し、公園ごとに役割分担したことで、小学生と幼児が安全に遊べるようになった(舎人いきいき公園、舎人町公園)。
- 幼児向け遊具広場では親子が遊び、グラウンドではサッカーチームが練習し、ウォーキングコースでは高齢者が利用しているなど、利用者層ごとにエリア分けができていた(入谷中央公園)。
- いままで公園を使ったことがなかったが、バスケットゴールが出来たのを知ってからは週に3、4回練習に来ている(舎人三号公園)。
- 地域ルールを定めた舎人町公園では、休日に親子でキャッチボールをしていた。

### ■ヒアリング結果

- 小学生向けと幼児向けの遊具を分けた結果、小学生から「安心して走り回れるようになった」といった意見があった。【アンケートのうち20件中12件】
- 地域の核となる大きな公園に、幅広い世代が楽しめる機能を配置した結果、全ての年齢層で利用者数が大幅に増加した。【利用者数：改修前167人⇒改修後298人(10-14時でカウント)】
- アンケートの結果を受けて、バスケットゴールを設置した公園では、中高生の利用につながった。【アンケートのうち383件中58件】

(2) 3か所のモデル地域に共通すること(既存の遊具・施設を活かした公園づくり、トイレの適正配置、バリアフリーなど)

#### (既存の遊具・施設を活かした公園づくり)

- 鬼のすべり台は知名度が高く、鬼公園として親しまれており、地域の小学生の集合場所になっていた(舎人いきいき公園)。

#### (公園施設の適正配置)

- 古くなった長尺フェンスを撤去したことで、「明るくなり、孫を連れて公園に来られるようになった」という意見があった(舎人町公園)。

#### (バリアフリー)

- 前は草が伸びていて入れなかったが、園路が出来て散歩ができるようになった(舎人十号公園)。

#### (既存の遊具・施設を活かした公園づくり)

- 「舎人はおもしろい公園が多い」といった意見があり、「鬼公園」、「イカ公園」、「ロケット公園」、「ドラえもん公園」など、愛称で呼ばれている公園が多い。

#### (公園施設の適正配置)

- 舎人町公園は、隣接する舎人いきいき公園に少年野球場があるため、老朽化したフェンスを撤去したが、アンケートでは「よい公園になった」という回答がもたらされた。【アンケートのうち13件中13件】

#### (バリアフリー)

- 園路を整備したことで、保育園児が安全に利用できるようになった。【よくなった理由のうち、きれいになったが13件中12件】

## 2 検証結果

### ■検証結果

#### 公園機能をバランスよく配置すること

- 人気の高い施設を全ての公園に整備するのではなく、利用者を明確にして用途、機能を分け、地域でバランスよく配置する。
- 核となる公園には、利用者に応じて特色のあるエリアを複数整備し、幅広い世代が楽しめる施設を整備する。
- 周辺の公園の特色についても、わかりやすく利用者に周知する。
- 立地条件や周辺の公園との役割分担、地域の方の意見を聞きながら特色のある遊具を設置する。

#### 既存の遊具・施設を活かした公園づくり

- 公園のシンボルとなる遊具を補修して活かすことで公園の魅力を向上させる。
- 親子、小学生、高齢者など、利用対象ごとに異なる特色や個性を持たせた公園に改修する。

#### 施設の適正配置について

- 老朽化したトイレやフェンスの廃止後は、見通し良く明るく整備することで、地域や利用者の安心感につなげる。

#### バリアフリー

- 園路や公園出入口のバリアフリー化を行い、だれもが安心して使える公園に改修する。

## 3 今後のパークイノベーションの方針

### 舎人モデル地域

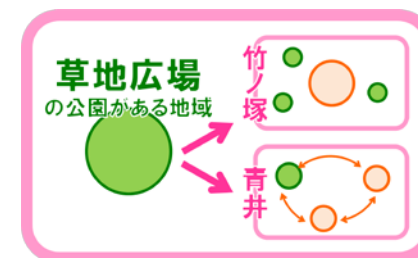
区画整理でつくられた大きな公園が多く、草地広場の公園が点在している地域

六町・花畑地域など



### 展開方針

- 緑豊かで広大な敷地を活かした外遊びができる公園づくり
- 既存施設を活かした改修、トイレ、ボール遊びコーナーの適正配置を進める(区内共通)



- 公園同士の関係性は、公園の配置状況に応じて「竹ノ塚モデル」「青井モデル」のどちらかを適用

「竹ノ塚モデル」  
大小の公園がバランスよく配置されている地域の公園配置の考え方

「青井モデル」  
小さな公園が点在している地域の公園配置の考え方

# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	建築物の耐震化対策及び老朽建築物対策の取組み状況について						
所管部課名	建築室建築安全課						
内 容	建築物の耐震化対策及び老朽建築物対策の取組み状況について、以下のとおり報告する。 1 建築物の耐震化対策について（令和2年5月末現在） （1）耐震診断・改修工事实績（申請件数）						
		耐震診断			耐震改修工事（解体含む）		
	年度	住宅	共同住宅等	計	住宅	共同住宅等	計
	平成18～26	2,555	288	2,843	1,850	177	2,027
	平成27	521	103	624	500	111	611
	平成28	381	62	443	306	44	350
	平成29	297	45	342	284	44	328
	平成30	304	46	350	260	35	295
	平成31	278	50	328	260	45	305
		（平均月申請件数 29 件/月）			（平均月申請件数 23 件/月）		
	令和2申請分	38	5	43	41	6	47
	<b>累計</b>	<b>4,374</b>	<b>599</b>	<b>4,973</b>	<b>3,501</b>	<b>462</b>	<b>3,963</b>
		（2）感震ブレーカー設置工事助成について（申請件数）					
	年度	千住地域	中川地域	小台宮城地域	本木梅田周辺地域	計	
	平成27	4	0	0	46	50	
平成28	23	1	0	66	90		
平成29	11	1	1	42	55		
平成30	12	4	2	18	36		
平成31	6	0	0	41	47		
令和2申請分	37	1	2	65	105		
<b>累計</b>	<b>93</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>278</b>	<b>383</b>		

(3) 建築物等耐震アドバイザー派遣等について (件数)

年度	アドバイザー派遣	ブロック塀カット助成
平成30年度	120	17
平成31年度	221	43
令和2年度申請分	21	8
<b>累計</b>	<b>362</b>	<b>68</b>

2 老朽建築物対策について

(1) 老朽危険家屋（危険度高A+及び一部損傷等A）の対応状況

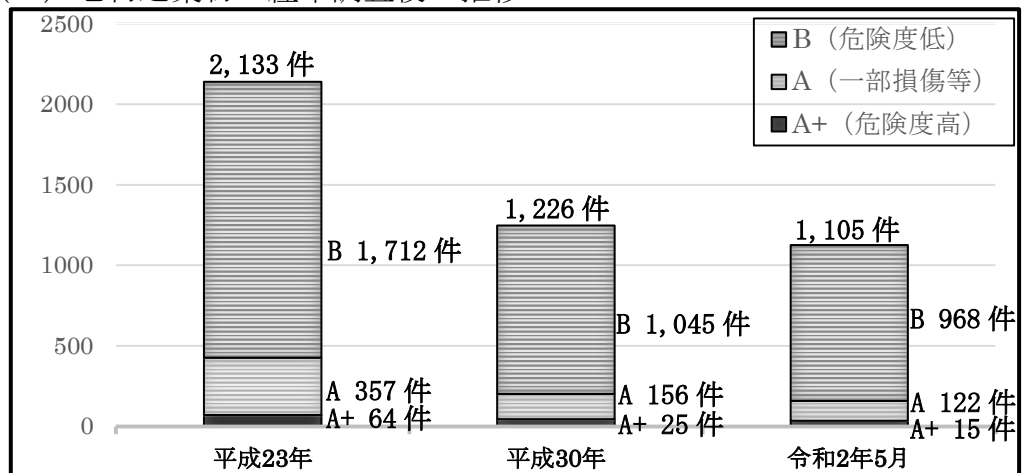
令和2年5月末現在

(件数)

区分	危険度高(A+)	一部損傷等(A)	合計
平成30年度 当初	25	156	181
増減	5	△2	3
処置済 (解体・改修)	△15	△32	△47
合計	15	122	137

※△は減を示す。

(2) 老朽建築物の経年調査後の推移



内 容

問題点  
今後の方針

- 耐震化等建物の安全・安心に関する各種取組みを積極的に行い、災害に強いまちづくりを推進する。
- 無接道家屋、街区プランなどの関連事業と連携し、対応困難な老朽危険家屋の解消に粘り強く取り組んでいく。

# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	細街路整備事業の取組み状況について												
所管部課名	建築室開発指導課												
内容	<p>昭和60年から本事業が開始され、35年間が経過した。本事業の取組み状況について以下のとおり報告する。</p> <p>1 目的 災害時における避難路の確保や消防活動の円滑化のため、細街路整備条例に基づき、細街路に指定した路線の拡幅工事を区が行い、拡幅工事以外の費用を助成することにより細街路整備を促進する。</p> <p>2 細街路指定距離 222,880m</p> <p>3 実績</p> <p>(1) 整備件数及び整備距離</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">年 度</th> <th style="width: 20%;">整備件数</th> <th style="width: 40%;">整備距離 (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和60年～ 平成30年度</td> <td>4,394</td> <td>74,399</td> </tr> <tr> <td>平成31年度(令和元年度)</td> <td>118</td> <td>1,696</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,512</td> <td>76,095</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 進捗率 整備距離率 34.14% (令和2年3月末現在) (累計整備距離76,095m/細街路指定距離222,880m)</p> <div style="margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">(m) 累計整備距離</p> <p style="text-align: right;">(年度)</p> <p style="text-align: center;">昭 昭 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 令 60 62 元 3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23 25 27 29 元</p> </div>	年 度	整備件数	整備距離 (m)	昭和60年～ 平成30年度	4,394	74,399	平成31年度(令和元年度)	118	1,696	計	4,512	76,095
年 度	整備件数	整備距離 (m)											
昭和60年～ 平成30年度	4,394	74,399											
平成31年度(令和元年度)	118	1,696											
計	4,512	76,095											



	<p>4 令和2年度の取組み予定</p> <p>(1) 当初予算</p> <p>歳出：約3億2,000万円</p> <p>歳入：特定財源（国庫補助金） 4,500万円  （東京都補助金） 500万円</p> <p>(2) 目標整備距離 1,700m</p> <p>(3) 細街路申請時から、施主等と密に協議を行い、建物の建替え時期に合わせて、的確に細街路整備工事を行っていく。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 首都直下地震に備え、着実に細街路整備事業を推進していく。</p> <p>2 関係所管及び関係団体と連携を図り、事業を展開する。</p>

# 建設委員会報告資料

令和2年7月2日

件名	区営住宅及び都営住宅の垂直避難について																																																																						
所管部課名	建築室住宅課 総合防災対策室災害対策課																																																																						
内 容	<p>区営住宅及び都営住宅の垂直避難における現在の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和2年度に緊急垂直避難住戸として活用する区営住宅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 25%;">区営住宅名 (棟数・規模)</th> <th style="width: 15%;">活用戶数 (対象階)</th> <th style="width: 15%;">面積 (㎡) 間取り</th> <th style="width: 15%;">浸水階及び 居住者数</th> <th style="width: 10%;">収容可能 人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>竹の塚六丁目 (2棟・5階建)</td> <td style="text-align: center;">1戸 (5階)</td> <td style="text-align: center;">51 3DK</td> <td style="text-align: center;">1階 19人</td> <td style="text-align: center;">14人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>伊興町前沼 (2棟・5階建)</td> <td style="text-align: center;">1戸 (4階)</td> <td style="text-align: center;">59 3DK</td> <td style="text-align: center;">1階 12人</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>伊興町本町第2 (4棟・4階建)</td> <td style="text-align: center;">1戸 (3階)</td> <td style="text-align: center;">61 3DK</td> <td style="text-align: center;">1階 47人</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>弘道一丁目第2 (1棟・5階建)</td> <td style="text-align: center;">1戸 (5階)</td> <td style="text-align: center;">61 3DK</td> <td style="text-align: center;">1～2階 29人</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>中央本町四丁目 (1棟・11階建)</td> <td style="text-align: center;">1戸 (7階)</td> <td style="text-align: center;">46 2DK</td> <td style="text-align: center;">1～2階 17人</td> <td style="text-align: center;">11人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>新田二丁目 (2棟・4階建)</td> <td style="text-align: center;">2戸 (4階)</td> <td style="text-align: center;">55 3DK</td> <td style="text-align: center;">1～3階 63人</td> <td style="text-align: center;">30人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>大谷田二丁目 (5棟・4階建)</td> <td style="text-align: center;">6戸 (3・4階)</td> <td style="text-align: center;">48～55 3DK</td> <td style="text-align: center;">1～2階 45人</td> <td style="text-align: center;">87人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)</td> <td style="text-align: center;">1戸 (4階)</td> <td style="text-align: center;">61 3DK</td> <td style="text-align: center;">1～2階 13人</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)</td> <td style="text-align: center;">5戸 (3・4階)</td> <td style="text-align: center;">61 3DK</td> <td style="text-align: center;">1～2階 14人</td> <td style="text-align: center;">75人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">19戸</td> <td></td> <td style="text-align: center;">259人</td> <td style="text-align: center;">277人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※網掛け (No. 6～9) は建替え事業を行っている住宅のため、緊急垂直避難としての活用は、No. 6は令和5年度末、No. 7～9は令和9年度末までの利用となる。</p>					No	区営住宅名 (棟数・規模)	活用戶数 (対象階)	面積 (㎡) 間取り	浸水階及び 居住者数	収容可能 人数	1	竹の塚六丁目 (2棟・5階建)	1戸 (5階)	51 3DK	1階 19人	14人	2	伊興町前沼 (2棟・5階建)	1戸 (4階)	59 3DK	1階 12人	15人	3	伊興町本町第2 (4棟・4階建)	1戸 (3階)	61 3DK	1階 47人	15人	4	弘道一丁目第2 (1棟・5階建)	1戸 (5階)	61 3DK	1～2階 29人	15人	5	中央本町四丁目 (1棟・11階建)	1戸 (7階)	46 2DK	1～2階 17人	11人	6	新田二丁目 (2棟・4階建)	2戸 (4階)	55 3DK	1～3階 63人	30人	7	大谷田二丁目 (5棟・4階建)	6戸 (3・4階)	48～55 3DK	1～2階 45人	87人	8	大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1～2階 13人	15人	9	大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)	5戸 (3・4階)	61 3DK	1～2階 14人	75人		合計	19戸		259人	277人
No	区営住宅名 (棟数・規模)	活用戶数 (対象階)	面積 (㎡) 間取り	浸水階及び 居住者数	収容可能 人数																																																																		
1	竹の塚六丁目 (2棟・5階建)	1戸 (5階)	51 3DK	1階 19人	14人																																																																		
2	伊興町前沼 (2棟・5階建)	1戸 (4階)	59 3DK	1階 12人	15人																																																																		
3	伊興町本町第2 (4棟・4階建)	1戸 (3階)	61 3DK	1階 47人	15人																																																																		
4	弘道一丁目第2 (1棟・5階建)	1戸 (5階)	61 3DK	1～2階 29人	15人																																																																		
5	中央本町四丁目 (1棟・11階建)	1戸 (7階)	46 2DK	1～2階 17人	11人																																																																		
6	新田二丁目 (2棟・4階建)	2戸 (4階)	55 3DK	1～3階 63人	30人																																																																		
7	大谷田二丁目 (5棟・4階建)	6戸 (3・4階)	48～55 3DK	1～2階 45人	87人																																																																		
8	大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1～2階 13人	15人																																																																		
9	大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)	5戸 (3・4階)	61 3DK	1～2階 14人	75人																																																																		
	合計	19戸		259人	277人																																																																		

## 2 居住者への周知

今後対象となる住宅の居住者へは回覧板や掲示板を活用し、緊急垂直避難住戸について周知を図っていく。

## 3 運営方法

- ・ 区が発表する避難情報で警戒レベル3（氾濫警戒情報）の発令が想定される2時間程度前までに区職員が対象住宅の鍵を開ける。
- ・ 同時に浸水の恐れがある階の入居者に案内を配布し、緊急時には上階の垂直避難住戸に緊急避難が可能であることをお知らせする。なお、緊急垂直避難住戸へ区職員の配置は行わない。

## 4 都営住宅の活用における東京都との協議状況について（参考）

### （1）協定締結について

「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書」を東京都と足立区で令和2年6月15日（月）に締結した。

### （2）令和2年度に都から提供を受ける予定の都営住宅

No.	都営住宅名	戸数
1	弘道一丁目第3	1戸
2	北鹿浜第2	1戸
3	足立中央本町四丁目	1戸
4	六ツ木町	1戸
5	足立平野一丁目	1戸
6	大谷田一丁目	1戸
7	青井四丁目第3	2戸
8	西綾瀬三丁目第2	2戸
9	宮城第3	2戸
10	宮城一丁目	2戸
11	綾瀬七丁目	2戸
	合計	16戸

### （3）活用方法について

今後提供を受ける都営住宅の自治会に情報提供し、運営方法等について協議を行っていく。

## 5 緊急垂直避難住戸に対する備品等について

- ・ 電気及び水道は区で事前に手続きを行い利用可能とする。
- ・ 停電した場合を考慮し災害非常時用ランタンを配備する。
- ・ 暑さ対策（扇風機等の購入）について検討する。

問題点  
今後の方針

今年度試験的に実施し、課題を抽出したうえで来年度以降本格実施していく。